

西東京市第4次行財政改革大綱アクションプラン(平成26年度)取組状況の概要

1 西東京市第4次行財政改革大綱アクションプラン(平成26年度)取組項目

基本方針Ⅰ	経営の発想に基づいた将来への備え	項目数	21項目
基本方針Ⅱ	選択と集中による適正な行政資源配分	項目数	21項目
基本方針Ⅲ	効果的なサービス提供の仕組みづくり	項目数	40項目
基本方針Ⅳ	安定的な自主財源の確保	項目数	13項目
合計			95項目(新規36項目)

2 平成26年度取組結果

A: 順調に進んでいる	69項目
B: 一定の取組が進んでいるが、課題もある	26項目
C: 取組状況に課題があり、改善が必要である	0項目

3 取組結果評価の視点

- ・平成26年度の到達点が示されている項目については、取組結果に基づき評価。
- ・平成26年度の到達点が示されておらず、複数年度にわたり「調査・検討」等となっている項目については、ヒアリング等により取組の進捗状況を確認し評価。
- ・アクションプラン上、年度目標数値等が設定されている項目については、積極的な取組がされていても、目標が未達成の場合には「B」と評価。

◎ 第4次行財政改革大綱を1年前倒しで策定したことによる効果(一例)

第4次行財政改革大綱において、新たに追加した取組について、次のような成果が出ており、1年前倒しで策定した効果が確実に出ていていると考えています。

項目番号	実施項目	取組内容
7-6	市民農園の負担金の見直し・新たな付加価値の創造	平成27年度から新たな利用者負担金を導入
13-1	街路灯のLED化の推進	ESCO方式を採用し、平成27年度中に本格導入完了
17	都バス「梅70」系統の負担金等の見直し	平成26年度末をもって離脱
25-3	出納業務の委託化等の検討	平成27年度から一部業務を囑託化
25-5	文書交換業務の効率化検討	平成27年度から都庁交換便業務を委託化
32	公園管理等事業の運営体制の見直し	指定管理者制度の導入を決定

西東京市第4次行財政改革大綱アクションプラン（平成26年度）取組状況一覧表

項目番号	実施項目	取組概要 第4次行財政改革大綱アクションプラン（平成26年度版）より	平成26年度の取組概要 （年度当初の予定）	平成26年度末時点における取組の成果(◇)・今後の課題(◆)	H26実績数値 【数値内容】	進捗状況	H27年度 行革本部コメント
	所管課・関係課						
1	【主要】事務事業評価の効果的運用	○評価対象事業を再精査したうえで、事業の優先度、必要性、内容の適切さ等の観点から、事務事業を単位とする評価を実施し、事業の改善・見直しを図る。 ○評価結果に対するフォローアップの実施	○新規レベルアップ事業の事務事業評価（事前）の実施 ○補助金・負担金・経常事業の事務事業評価の実施と外部評価の本格導入	◇フォローアップ事業を含む、36事業について評価を実施した。 ◇フォローアップ事業のうち4事業について、行財政改革推進委員会による外部評価を実施した。 ◇行財政改革本部の最終評価にて、廃止2事業、抜本的見直し10事業、改善・見直し18事業、継続6事業とした。 ◆評価後の速やかな対応及び予算への反映が課題である。	—	A	事務事業評価による事業の見直しにより、行革効果も出ており、外部評価の本格実施を行ったことは評価できる。引き続き効果的かつ効率的な事業執行の実現に向けて取り組むこと。
	企画政策課						
2	予算編成業務改革	○行政評価と連携した予算編成を実施する。 ○総合計画実施計画及び新規レベルアップ事業の事前調査結果を踏まえた予算編成を実施する。 ○財政健全化に向けた予算計上基準に基づく予算編成を実施する。	○過去に実施した行政評価の積み残し課題に対する対応結果と今年度実施予定の事務事業評価結果を予算に反映させる。 ○7月から8月を目途に、実施計画事業及び新規レベルアップ事業の事前調査を実施するとともに、主要な事業等の方向性については、理事者との政策調整会議を実施し、事前調整を行う。11月からの予算要求までに政策的な経費を一定程度整理することで、予算編成における政策協議の機会の確保と編成作業の効率化を図る。 ○平成26年度の予算編成において試行的に導入した予算計上基準を検証し、平成27年度の予算編成方針と併せて、改めて庁内に周知徹底を図る。	◇平成27年度予算編成において、行政評価の結果を予算に反映させる取組を実施し、一定の成果を上げたところである。今後とも継続的な取組が必要である。 ◇主要な事業等の方向性については、7月に実施した政策調整会議における理事者、担当部、企画部間での議論を踏まえ、予算編成の中で取組状況等を確認しながら調整した。また、予算編成時の調整事項とされた事項については各部と企画部の調整の中で整理し、予算に反映した。 ◆新規レベルアップ事業については、政策調整会議において大まかな方向性は示したものの、予算編成時の調整としたものも多く、編成作業中の負担が大きかった。来年度は、予算編成前に一定程度整理する必要がある。 ◇平成26年度の予算編成において試行的に導入した予算計上基準を検証し、歳入の確実な確保を前提とした計上、過去の決算状況を踏まえた見直しのルール化、地方債借入額の普通債・臨財債の区分ごとの管理、基礎的財政収支の黒字化目標等を新たに定め、平成27年度の予算編成方針と併せて、改めて庁内に周知徹底を図った。	—	A	新規レベルアップ事業の事前調査結果を踏まえた予算編成手法及び財政健全化に向けた予算計上基準の本格実施を行ったことは評価できる。引き続き検証・見直しを行うとともに、庁内への周知徹底を図ること。
	財政課						
3	【主要】公共施設の適正配置・有効活用	○総合的・長期的な視点から、市有財産である公共施設の戦略的な運用に向け策定した、公共施設の適正配置等に関する基本計画を改定する。 ○老朽化している施設等について、基本方針に基づき、統廃合、機能融合等による適正配置の取組を進める。	○公共施設の適正配置等に関する基本計画の改定 ○平成27～29年度の実行計画を当初予算と合わせ策定 ○庁舎統合方針の策定 ○西原児童館・西原学童クラブ・泉小学校の廃止 ○みどり学童クラブ・中町第二学童クラブ・ひばりが丘北第二学童クラブの開設	◇公共施設の適正配置等に関する基本計画の改定については、公共施設等総合管理計画の策定に合せて改定することとした。 ◇平成27年3月に平成27～29年度の実行計画を策定した。 ◇庁舎統合方針については、平成26年3月に策定した「庁舎統合方針（素案）」に基づき市民説明会及びパブリックコメントを実施、8月には検討状況報告会等を開催した。 ◆市民意見及び行財政改革推進委員会における専門的な見地からの意見や合築複合化の方針を踏まえ、平成27年3月に「庁舎統合方針（案）」を作成、暫定的な対応方針を示し、引き続き丁寧な情報提供・意見聴取を行い、平成27年度中の庁舎統合方針の決定に向けて取り組むこととした。 ◇西原児童館、西原学童クラブ、泉小学校を廃止した。 ◇みどり学童クラブの拡充及び中町第二学童クラブ、ひばりが丘北第二学童クラブの開設を実施した。	3施設 【目標数値】 施設・用地の処分・活用による、施設の開設・拡充数 3施設	B	実行計画に基づき取組が進められているが、庁舎統合については庁舎統合方針（案）の策定に留まった。公共施設の適正配置等を推進するため、公共施設等総合管理計画の策定を進めるとともに、庁舎統合については市民との合意形成に配慮しながら、庁舎統合方針の策定に向けて取り組むこと。
	企画政策課・管財課・建築営繕課・関係各課						

項目 番号	実施項目	取組概要	平成26年度の取組概要 (年度当初の予定)	平成26年度末時点における取組の成果(◇)・今後の課題(◆)	H26実績数値 【数値内容】	進捗 状況	H27年度 行革本部コメント
	所管課・関係課	第4次行財政改革大綱アクションプラン(平成26年度版)より					
4	公共施設の効率的・効果的な保全整備の実施	<p>○保全計画、施設白書の改定</p> <p>○新設や大規模改修時のファシリティマネジメントの強化(長寿命化等)</p> <p>○学校施設の新規、大規模改修等の効率的な事業実施、安全性及び施設機能の維持、向上を図る。</p> <p>○太陽光発電設備の積極的な導入。</p>	<p>○施設白書の改定</p> <p>○ファシリティマネジメントシステム導入に向けた検討・調整</p> <p>○第二次地球温暖化対策実行計画の改定に向けた調整・準備</p>	<p>◇平成27年3月に「施設白書2015」を発行した。</p> <p>◇ファシリティマネジメントシステムについて、関係各課による庁内検討組織を立ち上げ、検討を進めたが、システム導入については、国からの公共施設等総合管理計画の策定要請を受け、総合管理計画策定後に導入することとし、導入時期を1年延伸した。</p> <p>◇第二次地球温暖化対策実行計画改定に向けて、業務委託に要する適正な見積りを徴収し、プロポーザル競技を経て業者選定を実施した。</p>	—	A	計画どおり取組が進められている。公共施設等総合管理計画の策定に合わせて、ファシリティマネジメントシステムの導入に向けた検討を進めること。
	管財課・建築営繕課・環境保全課・下水道課・学校運営課・関係各課						
5	公共施設維持管理の適正化	<p>○標準仕様書や契約方法の見直しにより、適正な業務内容や作業量、適正な価格、業務の品質チェックなどによる経費の適正化、サービスの向上を図る。</p>	<p>○各施設仕様書・契約書の見直し支援</p> <p>○庁舎等施設管理委託の契約方法の見直し</p>	<p>◇平成26年3月に作成した標準仕様書を活用した各施設維持管理業務における仕様書の見直し等を支援し、施設維持管理の適正化に努めた。</p> <p>◇平成27年度予算編成において、近接する田無庁舎及び代替店舗の建物総合管理業務を一括発注し、委託業務の高度化及び効率化を図った。</p>	—	A	計画どおり取組が進められている。引き続き施設維持管理業務における標準仕様書の活用を支援し、施設維持管理の適正化に努めること。
	企画政策課・管財課・施設所管課						
6	【主要】使用料・手数料の適正化	<p>○各種使用料・手数料について定期的に検証し見直しを行うとともに、取扱いに関する全庁的な課題について検討する。</p> <p>○基本方針を改定する。</p> <p>○公共施設駐車場有料化の拡大を検討する。</p> <p>○市民交流施設、公民館等の無料施設の受益者負担導入について検討する。</p> <p>○消費税増税(10%導入時)に伴う近隣施設の施設使用料の調査・検証</p>	<p>○公共施設使用料・手数料について、原価計算等をもとに定期的に見直し、必要に応じて諮問する。</p> <p>○サービスの利用者負担の適正化について関係課と調整を図る。</p> <p>○他市の状況等を調査し、無料施設の受益者負担や、基本的な考え方の整理を行い、基本方針の改定に向けた検討を行う。</p>	<p>◇西東京いこいの森公園駐車場及びアスタ市営駐車場について、原価計算を行い、施設使用料の適切な見直しを図ったが、結果として改定は行わなかった。</p> <p>◇市民農園の利用者負担について見直しを行い、平成27年4月より利用者負担額の改定を行うこととした。改定にあたっては激変緩和措置を適用したため、引き続き利用者負担の適正化に向けた取組を進めることとした。</p> <p>◇消費税増税(10%導入)については導入が平成29年4月に延期されたことから、今年度の検証は見送った。</p> <p>◆基本方針の改定に向けて、無料施設の受益者負担や公共施設駐車場等の受益者負担の導入拡大について、引き続き調査検討する必要がある。</p>	—	A	計画どおり取組が進められている。基本方針の改定に取り組むとともに、現在、無料となっている施設や駐車場についても課題を整理し、引き続き受益者負担の適正化に向けた検討を進めること。
	企画政策課・関係各課						
6-1	施設使用料の適正化(文化施設)	<p>○施設の使用料について、定期的に見直し適正化を図る。</p> <p>○指定管理者制度の利用料金制を導入している場合には、見直し時期と指定期間との整合を図る。</p> <p>○消費税増税(10%導入時)に伴う近隣施設の施設使用料の調査・検証</p>	<p>○文化施設における施設使用料の見直しについて、消費税増税後の対応を含めて、近隣施設の動向を把握する。</p> <p>○市民会館においては、耐震工事の実施に伴う、未利用スペースの改修等も考慮し、使用料の検証を行う。</p> <p>○保谷こもれびホールにおいては、AVルームの改修に伴う、一般貸出について指定管理者と協議し、新たな施設使用料の検証を行う。また、施設備品の区分貸出についての検証を行う。</p> <p>○保谷こもれびホールについて、指定管理者における2年目を迎え、次期指定管理者選定に向けて課題整理を行う。</p>	<p>◇文化施設使用料について、近隣施設の動向を確認するとともに、多摩地区の公共文化施設管理者連絡会等で情報交換を行った。</p> <p>◇市民会館は、庁内における検証の結果、耐震工事実施を見送り、同様の課題を抱える図書館、公民館との合築複合化を検討することとなった。</p> <p>◇保谷こもれびホールはAVルームの改修後、一般貸出について検証するため、大音量や振動が他のホールや部屋に与える影響について確認を行った。</p> <p>◆施設内に保管している備品等の対応については今後の課題として検討を進めている。</p> <p>◇指定管理者との定例的な連絡会議の開催により、相互の情報提供及び事業連携を実施した。</p> <p>◆引き続き、定期的な連絡会議により課題の検証を行うとともに、利用者モニタリング等による利用者意見を集計、分析し、インセンティブ等を含めた検証を行っていく必要がある。</p>	—	A	定期的な見直しの実施に向けて計画的な取組が進められている。設備改修等工事についても適切に原価計算に反映し、使用料の適正化を図ること。
	文化振興課						

項目 番号	実施項目	取組概要 第4次行政改革大綱アクションプラン（平成26年度版）より	平成26年度の取組概要 （年度当初の予定）	平成26年度末時点における取組の成果（◇）・今後の課題（◆）	H26実績数値 【数値内容】	進捗 状況	H27年度 行革本部コメント
	所管課・関係課						
6-2	施設使用料の適正化 （スポーツ施設）	○施設の使用料について、定期的に見直し適正化を図る。 ○指定管理者制度の利用料金制を導入している場合には、見直し時期と指定期間との整合を図る。 ○スポーツ・運動施設駐車場の有料化について、関係課と調整する。 ○ひばりが丘総合運動場の完全移管に伴う、駐車場等の整備、有料化を調整する。 ○消費税増税（10%導入時）に伴う近隣施設の施設使用料の調査・検証	○ひばりが丘総合運動場の整備についてURとの調整を行う。 ○きらっと駐車場有料化に向けて関係部署と調整・検討する。	◇ひばりが丘総合運動場の整備についてURとの調整を行った。整備内容の詳細については平成27年度に調整を行うこととした。 ◆きらっと駐車場については、庁内関係部署と調整を行った結果、課題を整理し、引き続き検討することとした。	—	B	計画的な取組がなされているが、スポーツ・運動施設駐車場の有料化についての検討は進んでいない。課題を整理するとともに、引き続き関係課との調整を進めていくこと。
	スポーツ振興課						
6-3	施設使用料の適正化 （フレンドリー）	○施設の使用料について、定期的に見直し適正化を図る。 ○消費税増税（10%導入時）に伴う近隣施設の施設使用料の調査・検証	○障害者総合支援センター「フレンドリー」について、平成27年度から指定管理者による管理運営を予定していることから、施設使用料について、これまでの利用実績や社会情勢を踏まえ、受益者負担の適正化に向けた検討を行う。	◇指定管理者の公募、選定を実施した。 ◇平成25年度に施設使用料の定期的見直しを行ったところであるが、指定管理者の導入に向けて直近の状況も踏まえ検討を行った。	—	A	指定管理者制度の導入に向けて取組が進められている。施設利用率の向上等、指定管理者における取組も検証しつつ、引き続き使用料の適正化を図っていくこと。
	障害福祉課						
6-4	施設使用料の適正化 （西東京いこいの森公園駐車場）	○施設の使用料について、定期的に見直し適正化を図る。 ○西東京いこいの森公園及び駐車場の管理運営方法について、ボランティアやNP0、指定管理者制度や委託等の活用について調査・研究する。 ○消費税増税（10%導入時）に伴う近隣施設の施設使用料の調査・検証	○西東京いこいの森公園駐車場の使用料について、使用料審議会でも審議し、適正化を図る。 ○西東京いこいの森公園及び駐車場の管理運営について、指定管理者制度導入に向けた調査研究を行い、検討結果に基づき条例改正等の手続きを進める。	◇西東京いこいの森公園駐車場について、原価計算を行い、施設使用料の適切な見直しを図ったが、結果として改定は行わなかった。 ◇西東京いこいの森公園及び駐車場の管理運営について、指定管理者制度導入に向けた調査研究を行い、検討の結果、指定管理者制度を導入することとし、条例改正等の手続きを進めた。	—	A	計画どおりの取組が進められている。指定管理者制度の導入に向けては、適正な使用料を設定のうえ、駐車場の管理運営について十分な調整を行うこと。
	みどり公園課						
6-5	施設使用料の適正化 （エコプラザ西東京）	○施設の使用料について、定期的に見直し適正化を図る。 ○講座室・多目的スペースの利用促進、効果的な運営を検討する。 ○エコプラザ西東京の駐車場の有料化について検討する。 ○消費税増税（10%導入時）に伴う近隣施設の施設使用料の調査・検証	○近隣施設・類似施設の施設使用料について調査する。 ○多目的スペースの一般開放の試行実施に向けて、運用上の内規を整備するとともに、市民周知を図る。また、試行実施に係るデータを収集・分析する。 ○来館者駐車場と公用車駐車を区分する工事を実施する。	◇使用料の適正化に向けて、類似施設の施設使用料の調査を実施した。 ◇平成26年10月より多目的スペースの一般開放を試行実施したが、平成26年度一般利用件数は4件で、主に会議での利用であった。 ◇利用者の利便性向上及び公用車との接触事故防止のため、来館者用駐車場の改修工事を実施した。 ◆利用率向上のため、引き続き周知を行うとともに、本格実施に向けた検証を行う。 ◆来館者用駐車場の有料化については関係部署との調整が必要となる。	65.4% 【目標数値】 多目的スペース の利用率45%	A	計画どおりの取組が進められている。引き続き施設利用率の向上に向けて取り組むとともに、施設使用料の適正化を図っていくこと。
	環境保全課						

項目 番号	実施項目	取組概要 第4次行財政改革大綱アクションプラン（平成26年度版）より	平成26年度の取組概要 （年度当初の予定）	平成26年度末時点における取組の成果（◇）・今後の課題（◆）	H26実績数値 【数値内容】	進捗 状況	H27年度 行革本部コメント
	所管課・関係課						
6-6	施設使用料の適正化 （学校施設）	○施設の使用料について、定期的に見直し適正化を図る。 ○消費税増税（10%導入時）に伴う近隣施設の施設使用料の調査・検証	○受益者負担の適正化を図り、持続的にサービスを提供するための体制を整備する。	◇受益者負担の適正化を図り、持続的なサービス提供に向けた体制を整備するため、人的配置を行い、サービスの向上を図った。 ◆学校教育上、支障の無い範囲での利用となるため、学校行事等により、利用できない期間や学校の都合により急遽、使用中止となることがある。	—	A	計画的な取組が進められている。引き続き、学校行事等、教育上の利用を最優先としつつも、施設の有効利用に向けて、サービスの向上と施設使用料の適正化を図っていくこと。
	社会教育課						
7	【主要】サービスの利用負担の適正化	各種サービス負担について検証し、各種料金等の取扱いに関する全庁的な課題について検討する。	○関係各課との調整・進捗管理を行う	◇使用料等審議会等において、各種サービス負担の適正化について検討、見直しを行った。 ◆消費税の改定等も視野に入れ、引き続き適正な利用者負担について検討していく必要がある。	—	A	計画的な取組が進められている。引き続き、適正なサービスの利用負担について検討し、取組を進めること。
	企画政策課・関係各課						
7-1	保育料の見直し	保育料について定期的に見直し適正化を図る。	○平成27年4月の子ども子育て新制度の実施に伴い、現行の負担水準に合わせた新制度の料金設定を行う。 ○保育料の定期的な見直しに向けて、新制度における適正な利用者負担について調査・研究を行う。	◇子ども子育て新制度の実施に合わせ、西東京市児童保育費用徴収条例を全部改正し、子ども子育て新制度に対応した利用者負担額（保育料）を設定した。 ◆受益者負担の適正化を図る保育料の見直しについては平成27年度に子ども子育て審議会に諮り、見直しを図る。	1回 【目標数値】 見直し回数 累計数1回	A	計画どおり取組が進められている。待機児解消に向けて、今後も一般財源負担額は増加する見込みであることから、引き続き保育料を見直し、適正化を図っていくこと。
	保育課						
7-2	学童クラブ育成料の見直し	学童クラブ育成料について定期的に見直し適正化を図る。	○子ども子育て審議会への諮問に向けて、他市の育成料の動向や料金などを調査し、見直しに向け検討する。	◇市の現状、課題を整理するとともに、各市の育成料の動向を調査した。 ◆平成28年度からの育成料見直しに向けて、公設学童クラブとしてコストをどう考えるか検討し、平成27年度に子ども子育て審議会に諮問する必要がある。	—	A	計画どおり取組が進められている。学童クラブへの一般財源負担割合が他市と比較しても大きいことから、現在の育成料は見直す必要がある。育成料の適正化に向けて、引き続き検討すること。
	児童青少年課						

項目 番号	実施項目	取組概要 第4次行政改革大綱アクションプラン（平成26年度版）より	平成26年度の取組概要 （年度当初の予定）	平成26年度末時点における取組の成果(◇)・今後の課題(◆)	H26実績数値 【数値内容】	進捗 状況	H27年度 行革本部コメント
	所管課・関係課						
7-3	検診等サービスの効果的な運用と利用者負担の適正化	各種検診・健康診査事業の効果的な運用と効率化について検討し、あわせて利用者負担の導入について検討する。	○任意型検診（2がん）について平成27年度の導入に向けて、利用者負担割合を今年度内に決定する。 ○がん検診（任意2がん以外）について既に利用者負担を導入している自治体における利用者負担導入後の受診率の変化について、動向を調査する。 ○対策型検診（法定）の受診率向上について平成25年度から平成27年度までの3か年事業として実施する。今年度は、「子宮頸がん」「乳がん」の各検診事業において検証する。 ○市単独事業（5がん）の受診率向上について、平成25年度及び26年度に実施した受診率向上事業における勸奨資材の効果検証・事業アンケートで得られた内容を検証し、今後の効果的な勸奨方法を検討する。 ○健康都市宣言（平成23年）の際に設定した取組目標を整理し、今後の取組を庁内に設置した委員会を確認する。 ○第2次健康づくり推進プランの見直しに向けて、健康づくり推進協議会においてプランの進捗を報告する。	◇任意型検診の2がん（前立腺がん・喉頭がん）について、保健福祉審議会の答申を踏まえ、利用者負担の導入を検討し、他の自治体の負担額、保険診療等の窓口負担等を参考に一定の負担額を算出した。 ◇がん検診（任意2がん以外）について既に利用者負担を導入している自治体における利用者負担導入後の受診率の変化について、動向を調査した。 ◇対策型検診の受診率向上事業について、平成26年度は「子宮頸がん」・「乳がん」において受診勧奨、検証を行った。両検診ともに過去5年間では最高の受診者数となり、検証の結果、過去に検診を受けたことがある者に対する受診勧奨に効果があった。 ⇒乳がん 18.7ポイント 子宮頸がん 17.2ポイントの向上 ○市単独事業（5がん）の受診率向上に向けた効果的な勸奨方法を検討した。検証結果より受診経験者への勸奨に効果があることが判明したため、受診手続等に関するわかりやすい情報提供と勸奨コスト軽減のため、リーフレット類の簡素化について検討を行った。 ◇健康都市宣言に関する取組としては、健康都市推進委員会（庁内）において健康づくり推進プランにおける重点5項目（「健康把握」「食・栄養」「運動・スポーツ」「こころ・休養」「学び・創造」）を今後の取組目標とすることを決定した。 ◇健康づくり推進協議会において、健康づくり推進プラン推進計画の進捗状況を報告した。	胃がん 4.7% 肺がん 6.2% 大腸がん 31.9% 子宮頸がん 20.0% 乳がん 21.5% 【目標数値】 がん検診受診率 胃がん：4.9% 肺がん：5.9% 大腸がん：31.7% 子宮頸がん：17.7% 乳がん：21.4%	B	胃がん検診受診率は目標値の達成には至らなかったものの、他のがん検診受診率においては目標を達成し、各種検診等サービスの効果的な運用に向けて計画的に取り組まれていることは評価できる。引き続きがん等の早期発見に向けて各種検診事業の受診勧奨に努めるとともに、市民の健康づくりに関する取組を進めること。また、利用者負担の導入については、引き続き調整を図ること。
	健康課						
7-4	高齢者福祉サービス等の効果的な運用と利用者負担の適正化	○各種高齢者福祉サービスについて、介護保険サービスとの負担の公平性に留意し、事業内容や利用者負担等の適正化を行う。 ○生きがい推進事業（高齢者大学）の受益者負担を検討する。 ○介護予防事業（トレーニングマシン一般開放）について、効果的運用と利用者負担の導入を検討する。	○介護保険法の一部改正決定後、他自治体の状況を調査し、利用者負担について検討する。 ○事業コストと他自治体の類似事業の状況を把握・調査し、利用者負担の導入について検討する。	◇事業内容、サービス内容について、介護保険法の改正により、各自治体とも平成27年度から平成29年度までの間に制度改正することになるため、各市の取組状況等について調査を実施した。 ◇高齢者大学の受益者負担については、参加者より交通費・教材費等の実費負担を求めている。 ◇トレーニングマシン一般開放については、平成28年度より開始予定の「介護予防・日常生活支援総合事業」に併せ、検討を進めている。	2事業 【目標数値】 各年度別 検討事業数 2事業	A	法改正に伴い各種事業、サービス内容を検討・見直しするとともに、負担の公平性に留意し、より効果的な事業実施と利用者負担の導入について検討すること。
	高齢者支援課						
7-5	私道整備における受益者負担の適正化	私道舗装工事費用について、公共性の高さに応じた負担率による自己負担制度を検討・導入する。	平成27年度からの新たな制度導入を目指し、西東京市私道補修補助率取扱い基準の見直し検討委員会において、補修補助率の検討及び私道寄付における補助制度を検討する。	◇新たな制度導入に向けて、道路形態に応じた補助率の設定などの検討を行った。	—	B	検討は進んでいるものの、新制度の導入には至っていない。引き続き課題を整理し、導入に努めること。
	道路建設課						

項目 番号	実施項目	取組概要 第4次行政改革大綱アクションプ ラン（平成26年度版）より	平成26年度の取組概要 （年度当初の予定）	平成26年度末時点における取組の成果（◇）・今後の課題（◆）	H26実績数値 【数値内容】	進捗 状況	H27年度 行革本部コメント
	所管課・関係課						
7-6	市民農園の負担金の見直し・新たな付加価値の創造	市民農園の負担金について見直しを行うとともに、新たな付加価値として、農に対する興味や理解の向上が図られる取組などを検討する。	○負担金の見直しについて、農業振興計画推進委員会において、方針案の検討及び取りまとめを行う。 ○新たな付加価値の創造について、農業振興計画推進委員会において、新たな取組の検討及び取りまとめを行う。	◇各市の利用者負担について調査を実施し、農業振興計画推進委員会において協議・検討を行った。委員会の検討結果に基づき、平成27年度より利用者負担金の見直しを行うこととした。 ◇利用者負担金の見直しと合わせて、他の自治体での取組等を参考に、市民農園の利用に当たっての新たな付加価値について検討を行い、利用者向けのマニュアルの作成等に取り組むこととした。	—	A	計画どおり平成27年度からの利用者負担金の一部見直しを行ったことは評価できる。利用者の負担割合は依然として低い設定であることから、新たな付加価値としての取組の検証を行うとともに、引き続き利用者負担金の適正化に向けた取組を進めること。
	産業振興課						
8	【主要】国民健康保険特別会計の健全化	○医療費や医療制度等の動向を踏まえ、国民健康保険運営協議会の答申に基づき、保険料の見直しを適切に行う。 ○国民健康保険料の改定計画を策定する。 ○医療費の適正化として、ジェネリック医薬品の利用促進、レセプト点検の見直しを行う。 ○窓口業務等の委託化について、先進市を調査、導入を検討する。	○国民健康保険料の改定計画(案)を、運営協議会に諮り調整を行いながら「保険料の見直し」について諮問し、答申を得る。 ○国保の広域化に向けた国の動向及び7月の中間報告を注視し、保険料の改定計画(案)を策定し国民健康保険運営協議会にて協議する。 ○先進市(区)の取組状況の調査	◇国民健康保険運営協議会に対し「平成27年度国民健康保険料のあり方について」諮問し、医療分における被保険者均等割と世帯平等割の改定及び後期高齢者支援金等賦課額と介護納付金賦課額のそれぞれの付加限度額の引上げについて答申を得た。 ◇国民健康保険広域化に向けた対策として、医療分における賦課方式を3方式から2方式とする移行計画及び国民健康保険事業運営基金の活用等について、運営協議会で協議を行った。 ◇窓口業務等の委託化検討については、先進市の状況把握等に努めた。	—	A	計画に基づき着実に取組が進められている。引き続き徴収率の向上と、医療費の抑制に努め、法定外繰入額の縮減に取り組むこと。 また、国保広域化に向けては国や東京都の動向を注視し、計画的な取組を進めること。
	保険年金課						
9	【主要】下水道事業特別会計の健全化	○下水道審議会において、下水道使用料及び料金体系の適正な水準を検討し、健全な経営を目指す。 ○自然流下方式への変更によるポンプ場の廃止、広域連携による施設維持経費の削減の検討などにより、管理経費の抑制を図る。 ○公営企業会計の導入及び公営企業法の全部適用について、国等の動向を踏まえ調査、検討する。	○下水道審議会において、下水道使用料及び料金体系の適正な水準を検討し、健全な経営を目指す。 ○広域連携による施設維持経費の削減の検討などにより、管理経費の抑制を図る。 ○公営企業会計の導入及び公営企業法の全部適用について、国の動向を踏まえ調査、検討する。	◇下水道審議会へ諮問し、平成27年1月28日に答申を受けた。審議の結果、下水道使用料及び料金体系は据え置くこととした。 ◇3・2・6号線整備に合わせ、平成24年度から平成26年度にかけて自然流下方式に切り替えるための幹線整備を実施し、東町及び下保谷ポンプ場の機能を廃止した。 ◇公営企業法の全部適用については、検討の結果、一部適用とし、平成27年度より固定資産調査を委託により実施することとした。	75.2% 【目標数値】 経費回収率 76.5%	B	計画に基づき着実に取組が進められているものの、経費回収率は依然として26市中、下位にあることから、引き続き健全化に向けて取組を進めること。
	下水道課						

項目 番号	実施項目	取組概要 第4次行政財政改革大綱アクションプ ラン（平成26年度版）より	平成26年度の取組概要 （年度当初の予定）	平成26年度末時点における取組の成果(◇)・今後の課題(◆)	H26実績数値 【数値内容】	進捗 状況	H27年度 行革本部コメント
	所管課・関係課						
10	【主要】人件費の抑制 (時間外勤務の縮減)	○職場の実態に即したノー残業デーの実施等により、職員の意識醸成・取組徹底を図る。 ○業務改善や状況に応じた応援体制づくりを推進するとともに、所属長による時間外勤務の適正な執行管理を徹底する。 ○柔軟な勤務体制の導入について検討する。(シフト勤務等新たな勤務体制の検討) ○繁忙部署への応援体制の確立	○職場の実態に即したノー残業デーの実施等により、職員の意識醸成・取組徹底を図る。 ○業務改善や状況に応じた応援体制づくりの推進と所属長による時間外勤務の適正な執行管理の徹底を図る。 ○これまでの取組に対する検証と改善、人事考課における目標化の検討など、新たな縮減策について検討する。 ○柔軟な勤務体制の導入について検討する。 ○繁忙部署への応援体制について検討する。	◇毎月第3週の水曜日に、両庁舎、エコプラザ、住吉会館（ルビナス）で各事業場の安全衛生管理者等による職場巡視を行い、職員の残業状況の確認と退庁を促した。 ◆ノー残業デーの定時退庁が定着している部署もあるが、時間外勤務が常態化している部署もあり、計画的な業務執行を促進する必要がある。※平成26年度時間外実績の増要因としては、年度当初の各職場欠員分対応、選挙実施（市議、国）、教育支援の業務繁忙等による。 ◇ノー残業デーにおける終業間際の庁内放送や職場巡視、パソコンのシャットダウン等を実施し、職員への啓発に努めた。 ◆人事考課における時間外勤務の目標化については、人事考課制度の見直しとともに検討する。 ◆勤務体制について検討したが、多くの部署が市民対応を要する窓口業務であり、窓口開庁時間（8：30～17：00）に職員を配置しなければならず、シフト勤務や勤務時間の大幅変更は難しい。 ◇繁忙期における市民課、市民税課等への応援体制、臨時福祉給付金の兼務体制など、部署を越えた応援体制を実施した。 ◆事務量の増加により職員体制も厳しく、職員を応援に出すことが年々厳しい状況となってきた。	145,795時間 【目標数値】 時間外勤務 時間数 対H22～24年度 平均実績 135,412時間以 下	B	毎週水曜日と給与支給日等の定時退庁の推進等、ワークライフバランスの実現に向けた取組については一定の効果もあり評価するが、時間外勤務時間数の削減目標は達成されていない。 職員の健康管理の視点からも、全庁的な勤務体制や時間外勤務の管理方法の見直しなど、新たな縮減対策についても早急に検討し実施すること。
	職員課・関係各課						
11	投開票事務の見直し・効率化	○国や東京都の動向を踏まえ、電子投票について調査・研究を行う。 ○期日前投票等の一部委託化による効率化の推進と、若年層への選挙啓発の一環として、近隣大学等への働きかけによる、学生アルバイトの導入効果を検証する。	○選挙執行（市議会議員選挙）への調整・検討 ○電子投票の調査・研究 ○事務等の委託化の推進（期日前投票）について市議会議員選挙における実施及び検証を行う。 ○事務等の委託化の実施・検証（学生活用・当日投票）について市議会議員選挙における実施及び検証を行う。	◇市議会議員選挙執行に向けては、市報掲載や市民まつり等での啓発、市民周知を強化した。全国的にも投票率が低下傾向にある中で、前回並みの投票率となった。 ◇電子投票については、国、都、既導入自治体の動向や状況を調査を実施した。既導入自治体においても廃止の方向に進んでいる団体もある。 ◇期日前投票の事務等の委託化については、告示の翌日から投票日前日まで市内2箇所の日日前投票所を法定時間で開設した。競争入札により委託費用についても抑制することができた。 ◇選挙当日の事務委託化等については、若年層への選挙啓発の意味も込め、大学生・高校生のアルバイトを採用した。各投票所の投票管理者、立会人、従事者を始め、学生本人からも一定の評価を得た。 ◆電子投票については、引き続き国や東京都の動向を注視する。 ◆学生の活用においては、安定的に人員を確保することに課題がある。また、高校生については若年層への啓発の視点をより強くする必要がある。	33人 【目標数値】 当日投票事務 従事者学生 活用人数 29人	A	計画どおり取組が進められている。選挙年齢の引下げに伴い、若年層への啓発及び市民周知に取り組むとともに、選挙事務において学生を活用するに当たっては、各投票所の実情に合わせ選挙従事職員数を精査し、選挙執行経費の削減を図ること。
	選挙管理委員会事務局						
12	契約・入札制度の改善	総合評価方式の試行を継続し、効果等の検証を行い本格実施を検討する。	総合評価方式による入札について、道路舗装工事及び建築工事について各1件試行実施し、平成29年度の本格実施に向けて、効果の検証、課題の整理を行う。	◇計画どおり2件の試行実施を行った。 ◆今後も、本格実施に向けて、効果の検証、課題の整理を行い、試行を継続する。	2件 【目標数値】 総合評価方式 導入件数 2件	A	計画どおり取組が進められている。本格実施に向けて効果の検証や課題を整理すること。
	契約課						

項目 番号	実施項目	取組概要 第4次行政改革大綱アクションプ ラン（平成26年度版）より	平成26年度の取組概要 （年度当初の予定）	平成26年度末時点における取組の成果(◇)・今後の課題(◆)	H26実績数値 【数値内容】	進捗 状況	H27年度 行革本部コメント
	所管課・関係課						
13	省エネルギー対策の推進	○エコアクション21に基づき、冷暖房機・照明機器・自動車等の適正使用を促進するとともに、省エネ型製品・設備の効果について検証し、導入に向けて検討する。 ○西東京市第二次地球温暖化対策実行計画の中間見直しをする。 ○低公害車導入を検討する。 ○庁舎間連絡バス購入の検討	○エコアクション21更新審査に向けた準備作業及び手続を行う。 ○西東京市第二次地球温暖化対策実行計画の見直しに向け関係課との調整を行うとともに、コンサルタント業務委託業者の選定を実施する。 ○低公害車導入の検討、庁舎間連絡バス購入の検討	◇平成27年1月28日から30日までエコアクション21更新審査を受診、各部及び現場視察等を行い、不備なく更新継続が認められた。 ◇第二次地球温暖化対策実行計画改定に向けて、業務委託に要する適正な見積りを徴収し、プロポーザル競技を経て業者選定を実施した。 ◇庁舎間連絡バス1台の買替を行った。また、庁用車の最適化について検討を行い、総数(台数)の削減と老朽化した車両の計画的な買替について検討した。	—	A	計画どおり取組が進められている。エコアクション21の運用については、自己宣言型システムの構築に向けて検討を行うとともに、第二次地域温暖化対策実行計画に掲げられた目標達成に向け、更なる省エネルギー対策の推進に向けた取組を行うこと。
	管財課、環境保全課						
13-1	街路灯のLED化の推進	街路灯のLED化による電力使用料減による料金削減・交換事務負担の軽減について調査・検討を早急に始め、本格導入を実現する。	街路灯のLED化による電力使用料減による料金削減・交換事務負担の軽減について調査・検討を早急に始め、本格導入を実現する。	◇街路灯LED化について調査・検討を行い、LED化実施方法については「ESCO事業方式」、業者選定方法については「プロポーザル方式」によることを決定した。	—	A	計画どおり取組が進められた。今後はLED化工事及びESCOサービスの開始に向けた進行管理を行うとともに導入後の維持管理・削減効果等について検証していくこと。
	道路管理課						
13-2	電力調達方法の適正化	電力調達方法について、民間からの調達実績の検証を踏まえ、効果的な調達方法を実施する。	電力調達方法について、民間からの調達実績の検証を踏まえ、効果的な調達方法を実施する。	◇PPSの導入施設の拡大について検証した。 ◇PPSの導入にあたり、東京電力との比較検証等を行い、電気料金の削減に効果的な契約方法について検討した。	—	A	計画どおり電気料金の削減に向けた取組が進められている。より効果的な契約方法や事業者の検証を行い、コスト削減に努めること。
	管財課・学校運営課						
14	情報公開コーナーの運営体制の見直し	市民への情報公開内容のあり方や手法の検討（電子化など）、現状のコーナーの利用状況等も併せ、将来的な運用を検討する。	○情報公開内容の電子化などについて、他課との調整を行う。（介護認定開示請求） ○関係法令について調査・研究する。 ○情報公開コーナーの運用について関係課との調整を行う。	◇情報公開内容の電子化について、介護認定開示請求に伴う介護システムによるデータ処理による提供を実施した。 ◇両庁舎の情報公開コーナーの利用者数、請求等の取扱いの傾向を調査した。 ◆請求件数が多い自己情報開示の電子的な開示については、セキュリティ上の課題がある。 ◇保谷庁舎情報公開コーナーのレイアウト変更を実施した。 ◆情報公開コーナーについては、引き続き効率的な運営とともに、利用状況に応じた取組を進める必要がある。	—	A	利便性の向上と運営体制の効率化に向けた取組が進められている。将来的な運用については、課題解決に向けて引き続き関係課との調整を進めること。
	総務法規課						
15	【主要】補助金・負担金、市単独事業の見直し	各種団体等への補助や負担金、併給、市の単独事業により上乗せされている補助や給付事業の適正化を図る。	○調査・検討・関係課との調整 ○補助金・負担金等の事務事業評価の実施	◇アクションプラン及び事務事業評価に基づき、補助金負担金の見直しに向けて、事業執行課との調整を図った。	—	A	計画どおり見直しに向けた取組が進められている。引き続き補助金・負担金の適正化に向けた取組を進めること。
	企画政策課・関係各課						

項目 番号	実施項目	取組概要 第4次行政改革大綱アクションプ ラン（平成26年度版）より	平成26年度取組概要 （年度当初の予定）	平成26年度末時点における取組の成果(◇)・今後の課題(◆)	H26実績数値 【数値内容】	進捗 状況	H27年度 行革本部コメント
	所管課・関係課						
15-1	財政支援団体の見直し (社会福祉協議会)	市の福祉施策を踏まえ、事業や運営の整理、定員管理に関する基本方針等を踏まえ、経費削減、定員管理の適正化、自主財源の拡充を図る。	○地域福祉活動計画その他の方針に基づき、事業運営及び法人運営が適正かつ効果的なものとするとともに、自主財源の確保と支出の抑制に努めるよう指導し、補助金支出の効果を高める。 ○社会福祉協議会が地域で果たすべき役割を明確化し事業を整理・特化し、また、地域包括ケアシステム、生活困窮者自立支援等新たな福祉施策の一助を担うための体制の整備を図り、補助金支出の効果を高める。	◇社会福祉協議会の運営及び体制の見直しを促し、平成28年度までの定数や人員配置に関する計画を策定した。 ◆新たな人員計画に沿って法人運営、事業運営を適正かつ効果的に実行するため、今後、人事考課制度・事務事業評価制度の導入を求めている。 ◇市の委託事業の検証や新たな支援のあり方についての調整を行い、個別支援から撤退し、広く市民を対象としたネットワーク支援や相談事業に力を注ぐ方向で新たな事業計画を策定した。 ◆平成27年度から新たな事業計画に基づき、適正な事業執行がなされるよう、進行管理を行う必要がある。	4,347件 【目標数値】 会員数 (個人登録者 ・団体登録者 合計) 4,800件	B	新たな人員計画や事業計画の策定等、取組が進められたことは評価できる。これらの計画に基づき、適正かつ効果的に事業運営がなされるよう、引き続き支援すること。
	生活福祉課						
15-2	財政支援団体の見直し (シルバー人材センター)	○中長期的な事業計画の見直しを要請し、就業率の向上などにより、自主財源の拡充を図る。 ○会員の確保、会員の就業の機会と質の高い就業を検討する。 ○事務局に対して、事務の効率化、定員の適正化に努め、市からの補助金に過度に依存しない経営を働きかける。 ○受注機会の拡大へつなげるため、市としても必要な支援を行う。	○自主財源の拡充に向け、会員の確保と就業機会の拡大に向けた取組を促すとともに、運営上の課題等を検討する。 ○会員からの会費、就業に伴う事務手数料の確保に努め、補助金支出を抑制し補助金支出の効果を高める。	◇センター内部に事業開拓部会を設置し、就業機会の拡充に向けた検討を行い、中小法人他、個人商店など小規模の事業者に対して働きかけを行った。 ◆民間からの受託実績が件数、金額ともに減少しており、引き続き努力していく必要がある。 ◇会員拡大と就業機会の確保に向け、パンフレットを全戸配布した。また、ホームページのリニューアルや各種ボランティア活動を通じて、センターのPRを行った。 ◆就業率は向上したが、会員数は微減となっており、引き続き改善に向けた取組が必要である。	民間受注比率 41.0% 公益事業比率 97.7% 【目標数値】 民間受注比率 42.0% 公益事業比率 97.0%	B	一定の取組は認められるが、民間受注比率は目標値に届いていない。引き続き効率的な運用に向けて取り組むとともに就業機会の拡大に努め、会員の確保、収益事業の拡大など自主財源の拡充に努めること。
	生活福祉課						
15-3	財政支援団体の見直し (商工会)	商工会への補助金の運用内容や効果を検証し適正化を図る。	商工会運営に関する経費削減について商工会との協議を行う。	◇商工会の効率的な運営と経費削減に努めるよう、商工会と協議を行った。 ◆商工会より平成26年度中の事務所統合は難しく、検討を継続する旨の文書が提出されたため、引き続き田無事務所の補助割合など、経費削減に向けた協議を継続する。	—	B	定期的な協議により一定程度の見直しは行っているが、自主的な事務所統合等の抜本的な見直しが遅れている。引き続き取組内容の効果検証を行うとともに、経費削減に向けた協議を行うこと。
	産業振興課						
15-4	財政支援団体の見直し (勤労者福祉サービスセンター)	勤労者福祉サービスセンターへの補助金の運用内容や効果を検証し適正化を図る。	自立した経営を目指した、新しい運営体制への移行に向けて検討・調整を行う。	◇新たな運営体制に係る検討会を実施した(7回) ◇新たな会員増強策などを示した改革案がセンター側から示された。 ◆平成27年度は、経営改善計画の最終年度となるため、上記改革案の実行に向けた取組を進めるとともに、今後の運営体制のあり方及び補助金の方針を決定する必要がある。	—	B	平成28年度以降の運営体制について、改革案が示される等、一定の取組は認められる。引き続き補助金の効果を検証し、今後の運営体制についての検討を進めること。
	産業振興課						

項目 番号	実施項目	取組概要	平成26年度の取組概要	平成26年度末時点における取組の成果(◇)・今後の課題(◆)	H26実績数値 【数値内容】	進捗 状況	H27年度 行革本部コメント
	所管課・関係課	第4次行財政改革大綱アクションプラン(平成26年度版)より	(年度当初の予定)				
15-5	一部事務組合の負担金の見直し(多摩六都科学館組合)	指定管理者による効果的・効率的な運用の検証、負担金の適正化について関係機関と検討・調整を図る。	多摩六都科学館組合財政計画(平成26年度～平成30年度)等に基づき、科学館の効率的な運用について検討・調整する。	◇指定管理者による効果的・効率的な運営について、多摩六都科学館組合事務連絡協議会において検討・調整を行った。 ◇指定管理者による運営のもと、科学館利用者数は増加傾向にあり、さらなる利用者の拡大と安定した運営の実現のため、隣接する土地を取得し、駐車場整備を進めることとした。 ◇多摩六都科学館事業において東京都市町村総合交付金特別事情割特定地域振興対策(圏域分)事業に該当するものについて協議・調整を行い交付金の活用を図った。	—	A	組合組織市として、科学館の効果的・効率的な運営に向けて適切に取組が進められている。引き続き実施事業における交付金の活用など、効率的な運営に向けた取組を行うこと。
	企画政策課						
15-6	一部事務組合の負担金の見直し(昭和病院組合)	地方公営企業法の全部適用による病院事業に対し、より効率的な病院経営を促す。	○平成26年8月より地方公営企業法の全部適用を受け企業団としての病院経営を開始するにあたり開設者協議会を設置し経営状況等の検証を行う。 ○効率的な運営に向け、開設者協議会において、企業団の取組を検証していく。	◇平成26年8月より地方公営企業法の全部適用を受け、昭和病院企業団としての病院経営を開始した。 ◇効率的な運営に向けて公立昭和病院新中期計画検討委員会において検証を行った。 ◇平成26年12月に武蔵村山市の企業団からの脱退(平成28年度末)が議決され、脱退に伴う財産処分の方法や今後の構成市分賦金の算定について協議した。	—	A	計画的に取組が進められている。構成市の脱退に伴う各市分賦金の影響と、今後のより効率的な病院経営に向けた取組について、開設者協議会等で引き続き検討すること。
	健康課						
15-7	一部事務組合の負担金の見直し(柳泉園組合)	事業や運営に関する基本方針等の策定を要請し、経費削減、定員管理の適正化を図る。	柳泉園組合に対し、事業・運営に関する基本方針等の作成に向けた要請を行うとともに、経費削減、定員適正化の実施に向けた調整を構成市とともに行う。	◇柳泉園組合及び構成3市(東久留米市、清瀬市、西東京市)で経費削減、定員適正化に向けた調整を行った。クリーンボートの大規模補修に合わせ委託契約方法等の見直しによる経費節減や定員適正化等について一定の考えが示された。 ◆引き続き構成3市の合意形成を図るとともに効率的な運営に向けた取組を進めていく必要がある。	—	A	経費削減や定員適正化に向けた取組が進められている。引き続き構成市の合意形成に努め、効率的な運営に向け取り組むこと。
	ごみ減量推進課						
15-8	各種補助事業の適正化(高齢者事業)	○敬老金贈呈事業について見直しを検討する。 ○手技治療券事業については、鍼灸・マッサージ師による健康講座等の実施を検討する。	○敬老金贈呈について、今後の方針を決定する。 ○手技治療券事業について、助成額の見直しに伴い、健康講座の実施等、今後の介護予防の取組につながる事業として検討する。	◇敬老金贈呈事業の今後の方針として、贈呈対象者が88歳については1,000人、100歳については100人に達すると見込まれる年度で見直すこととした。 ◇手技治療券事業については、利用実績を踏まえ助成額を見直すとともに、介護予防の取組につなげる事業として東京都鍼灸師会三多摩東支部と事業内容を協議し、健康講座を試行実施した。 ◆健康講座実施の講師の確保等、継続性に課題がある。	1回 【目標数値】 健康講座の実施回数 2回	B	事業の見直しに向けて計画的に取組が進められているが、健康講座の実施回数は1回に留まった。手技治療券事業については利用実績や実施効果等、引き続き検証・見直しを行うとともに、健康講座等の継続実施についての検討を進めること。
	高齢者支援課						
15-9	手当等の適正化	難病患者福祉手当の適正化のため、所得制限、併給制限(心身障害者福祉手当)などの導入を検討する。	厚生労働省の難病患者医療費助成の対象疾病を拡大する難病医療法案の新法施行に伴い東京都医療費助成の対象拡大が見込まれるため、その動向により難病患者福祉手当支給事業について、対象件数及び対象者所得・心身障害者福祉手当との併給者等について抽出し検討を行う。	◇難病医療費助成対象疾病の拡大に合わせ、難病患者福祉手当条例を改正した。 ◇他区市における同様制度についての運用状況、見直しの検討状況等の情報を収集するとともに、対象者拡大による影響額の試算等を実施した。	—	A	事業の見直しに向けて計画的に取組が進められている。引き続き所得制限や併給制限の導入について検証し、難病患者福祉手当の適正化に向け検討を進めること。
	障害福祉課						

項目 番号	実施項目	取組概要 第4次行政財政改革大綱アクションプ ラン（平成26年度版）より	平成26年度の取組概要 （年度当初の予定）	平成26年度末時点における取組の成果（◇）・今後の課題（◆）	H26実績数値 【数値内容】	進捗 状況	H27年度 行革本部コメント
	所管課・関係課						
16	はなバス事業の見直し	○地域公共交通会議での検討結果を踏まえ、運行ルートの見直しなど経費の削減及び料金の見直しの検討を行い公費負担額の抑制を図る。 ○路線バス運行状況によるはなバスルートの改廃及び都市計画道路完成によるルートの見直し検討。 ○利便性向上のため都営バス（梅70）の代替路線としての検討を実施する。	○西東京市地域公共交通会議において民間路線バスとはなバスの運賃格差に対する受益者負担のあり方の検討を行う。 ○乗降調査結果や各種アンケート調査結果に基づくルートの見直しや路線バス及び都営バス等との運行状況等によるルートの見直しを図る。	◇はなバスの料金改定については、消費税増税が平成29年4月に延期となったため、平成28年度に検討することとした。 ◇平成25年8月に実施した運賃改定や運行ダイヤの見直しの影響について乗降調査やアンケート調査を実施し、調査結果に基づいて運行ルートの見直し（案）を作成した。 ◆平成28年度の運行ルート変更に向けて、関係機関との協議を進める必要がある。	68円 【目標数値】 利用者一人 当たりの 公費負担額 69円	A	計画どおり取組が進められている。今後は、はなバスの位置づけを再度見直し、今後想定される消費税率改定等も踏まえ、適切な料金水準やルートについて引き続き検討すること。
	都市計画課						
17	都バス「梅70」系統の負担金等の見直し	都営バスの運行負担金や関係団体との調整など、見直し検討を行う。	○公費負担を実施している東京都や沿線自治体と平成27年度以降のあり方について協議を行う。 ○民間路線バスやはなバスとの運行状況や利用者一人当たりの公費負担額のバランスを考慮し、利便性を確保しつつ負担の軽減について検討する。	◇これまで、東京都及び本市を含む沿線5市1町により「多摩地域における都営バスの公共負担金に関する協定書」を締結し、沿線自治体の公共負担のもと運行をしてきたが、検討の結果、利用者の比較的多かった公立昭和病院へは、乗り継ぎが必要であるものの、鉄道・路線バスの代替交通機関があるため、平成27年度より脱会することとした。	—	A	市内路線を廃止し、負担軽減を図ったことは評価できる。廃止後の影響や、今後の利便性の確保について検証すること。
	都市計画課						
18	【主要】施策評価の効果的運用	市民満足度や事業の成果等に基づき、施策を単位とする評価を実施し、総合計画の進捗状況及び評価に基づく見直しを行うとともに、予算編成にも活用する。	平成27年度の施策評価の実施に向け、市民意識調査における質問内容について検証し、第2次総合計画に対応したものとする。	◇平成27年度の施策評価の実施に向け、市民意識調査における質問内容について検証し、第2次総合計画に対応したものとなるよう、実施に向けた準備作業を行った。	—	A	市民意識調査を適正に実施し、満足度・重要度等の分析結果に基づき、施策評価を実施するとともに、第2次総合計画の推進に向けた取組を進めること。
	企画政策課						
19	定員管理の適正化	○事業に必要な人員の再精査や、事務委託化、事業再構築、施設統廃合等を踏まえ、平成26年4月以降に適用する新たな定員適正化計画（平成26年度から平成30年度）を進める。 ○建築基準行政事務の実施体制の検討	○定員適正化計画に基づき、事務委託化の推進や必要な人員の確保に向け関係課との調整を行う。 ○昨年度、内部検討組織である庁内PTにおいて決定したを建築基準行政事務に関する方針に基づき平成29年4月1日の事務移管にむけて東京都との調整を進める。	◇定員適正化計画に基づき、事務委託化の推進や必要な人員の確保に向け関係課との調整を行った。 ◇東京都に対し、移管に向けた事前協議申し入れを行い、「東京都・西東京市建築基準行政事務移管検討協議会」を設置し、協議を行い、平成26年11月に事務移管に関する覚書を締結した。 ◆組織体制、所要人員、専門職員の配置、執務スペースの確保、財政面などの課題について、引き続き東京都及び関連各課と詳細な調整が必要である。	— 【目標数値】 平成26年4月1 日の職員定数 （正規・再任用 合計）1,017人 を基準とした各 年度4月1日の 定数】	A	計画どおり取組が進められている。引き続き定員適正化計画に基づき、適正な職員数による効率的な行政運営に努めること。
	企画政策課						

項目 番号	実施項目	取組概要	平成26年度の取組概要	平成26年度末時点における取組の成果(◇)・今後の課題(◆)	H26実績数値 【数値内容】	進捗 状況	H27年度 行革本部コメント
	所管課・関係課	第4次行政財政改革大綱アクションプラン(平成26年度版)より	(年度当初の予定)				
20	【主要】地域協議体を核とした地域コミュニティの連携の推進	○防犯・防災・見守りなどの地域課題に主体的に取り組む地域コミュニティとの連携のあり方を検討する。 ○地域協議体の構築・活動支援を進める。 ○自治会の支援・活性化を推進する。	○(仮称)地域協議体の南部モデル地区を開催し、地域活動を担う各団体同士の連携を深め、様々な地域課題に柔軟に取り組んでいくことのできる住民自治組織の平成27年度本格構築の準備を進める。 ○南部地区以外の地域での構築について設立準備を進める。 ○自治会・町内会等の支援策の1つとして補助金制度を設立し、自治会活動に対する財政的支援を通して、自治体・町内会等を活性化し、コミュニティ形成の基盤組織として育成していく。	◇平成26年度、4回のモデル会議を実施した。9月、10月にワークショップ、11月に先進事例の視察、12月に意見交換会議を開催した。南部地域の地域団体同士の交流と理解を深めることができ、地域コミュニティの連携の大切さを共有し合えた。設立の気運づくりができたので、平成27年度の本格構築に向けて確実に取組を進めていく。 ◇平成26年度に3回開催した地域コミュニティ検討委員会において、自治会数の多い順に構築することが決定され、今後は、西部・中部・北東部の順に設立準備を進めていくこととした。 ◇平成26年度より新たに自治会・町内会等活性化補助金制度を設立し、運用を開始した。制度のPRのため、各庁舎での説明会やガイドラインの作成、窓口での相談業務を実施した。申請数は52団体となり、これまで実施してきた事業の内容充実や、新規でイベントを企画・実施することができたとの自治会からの声があった。 ◆今後も制度の浸透のため、PRに努める必要がある。	—	A	計画どおり取組が進められている。引き続き、地域協議体の構築に向けた支援を行うとともに、地域コミュニティの形成に向けた取組を進めること。
	協働コミュニティ課						
21	協働の促進と市民協働センターゆめこらぼの事業、運営体制等の検証・見直し	○市民協働センターゆめこらぼの事業、運営体制・効果等を検証、協働事業の充実を図る。 ○協働の推進に向けた職員の意識・知識の醸成、協働事業の促進を図る。	○ゆめこらぼ受託者の公募を行い、公開プレゼンテーションによる選考会議にて選考を行う。 ○ゆめこらぼの主権により、「行政職員と市民活動団体との懇談会」の実施及び職員研修の一環として「協働シンポジウム」を実施する。 ○職員課の主権による「協働の研修」を実施する。	◇ゆめこらぼ受託者選定に伴い、これまでの利用状況等を参考に、開館時間、閉館日を変更、また、安定的に運営するため契約期間を3年～5年に変更した。 ◆協働を推進するため、ゆめこらぼの認知度の向上、利用者の拡大を図る必要がある。 ◇ゆめこらぼの主権による「行政職員と市民活動団体との懇談会」及び職員研修の一環として「協働シンポジウム」を実施、また職員課主権による「協働の研修」を実施した。 ◆今後、市民との協働によるまちづくりの推進に向けて、受講対象者の再考が必要と考える。	40人 【目標数値】 協働に関する 研修参加 職員数 20人	A	計画どおり取組が進められている。引き続き、職員の協働推進に向けた意識の醸成に取り組むとともに、実施効果の検証方法等について検討すること。
	協働コミュニティ課						
22	市民参加制度の充実	○SNS等を活用した市民参加手法を検討・推進する。 ○より多くの人に参加できる新たな市民参加の仕組みを検討する。 ○リーフレット等により市民参加制度の周知を行う。	○SNS試行運用の継続と検証 ○SNSと「西東京市安全・安心いいなメール」の自動連動の実施 ○市政モニター制度、ネットアンケートの検討	◇試行運用していたツイッターについて平成27年4月1日より正式に運用を開始するとともに、「西東京市安全・安心いいなメール」の自動連動を実施、これにより迅速な情報提供が可能となった。 ◇フェイスブックについては引き続き試行運用とする。 ◆SNSそのものを利用した市民参加手法については引き続き検討課題とする。 ◇市政モニター制度の実施に向けた調査・検討を行った。 ◇ホームページリニューアルに向けて制度の構築と要綱等整備・運用についての検討を行った。	—	A	ツイッターの正式運用等、計画的に取組が進んでいる。引き続きフェイスブックの試行の検証を行うとともに、ホームページを活用した新たな市民参加手法や市政モニター制度の実施に向けて検討すること。
	企画政策課・秘書広報課						
23	市民の声の庁内共有と活用の推進	市民意見等の活用に関する統一基準の周知徹底を行い、市民の声の庁内共有を一層促進する。	○市長への手紙として受け付けた内容の庁内共有について検討する。(種類別受付件数、分野別受付件数、受付方法別件数、要旨とその回答)	◇企画部秘書広報課で受け付けた「市長への手紙」の庁内共有について検討を行った。 ◆市民の声の活用については、書式等を変更して、個人情報等を慎重に取り扱う仕組みづくりを検討する必要がある。	—	B	検討は行ったものの、庁内共有の実施には至っていない。庁内共有することによるメリット・デメリット等、課題の抽出等を行い、庁内共有に向けて検討を進めること。
	秘書広報課						

項目 番号	実施項目	取組概要 第4次行財政改革大綱アクションプ ラン（平成26年度版）より	平成26年度の取組概要 （年度当初の予定）	平成26年度末時点における取組の成果（◇）・今後の課題（◆）	H26実績数値 【数値内容】	進捗 状況	H27年度 行革本部コメント
	所管課・関係課						
24	防犯・防災等における行政 と市民の役割分担の見直し	防犯、防災、備蓄等、行政が担う部 分と市民や市民団体等が担う部分に ついて、（仮称）地域協議体の進捗 状況にも合わせ、役割について検討 し、周知を図る。	○地域協議体の進捗にも合わせ、 市民や市民団体の役割について検 討を進める。	◇学校避難所運営協議会等への参加、地域防災訓練実施支援等 各機会を通して、行政と市民の役割について周知し、地域にお ける防犯・防災意識の向上に努めた。	—	A	計画どおり取組が進められて いる。今後、地域協議体の設 立等も視野に入れ、引き続き 地域における防犯・防災意識 の向上に向けた取組を推進す ること。
	危機管理室						
25	【主要】民間活力の活用の 推進に向けた検討	○窓口サービスや事務事業全般につ いて、最も適した実施主体を検証す る。 ○検証結果に基づき、民間委託や指 定管理者制度の活用等、行政外部へ の委託化等を推進する。	○基本方針に基づき、コスト比較 や効率性等により委託化等を検討 する対象事業を選定・調整する。 ○検討対象事業の委託化等導入の ための支援	◇早期に委託化が実現可能なものや定数・コスト削減等の行財政 改革効果が高いもの、窓口業務等各部署共通的な要素を含み、 今後の委託拡大に向けて、波及効果が期待できると思われる事 業について、関係各課と調整を図った。 ◆委託化等、民間活力の活用の推進に向けた検討と合わせ、窓 口業務のあり方の検討や直営事業の今後のあり方等について方 向性を決定していく必要がある。	—	B	民間活力の活用推進に向けた 一定の取組は認められるが、 計画はやや遅れている。導入 効果や課題を検証するととも に、引き続き委託化等の推進 に取り組むこと。
	企画政策課・関係各課						
25-1	給与支給・福利厚生事務等 の委託化等検討	○給与支給事務：定型業務部分の民 間委託を検討する。 ○福利厚生事務：過去の経緯を検証 するとともに、業務委託に適する業 務の検証等、近隣市等の取組状況等 も参考に調査・研究し検討する。	○給与支給事務における定型業務 部分について、業務内容を検証 し、職員以外で対応可能な業務の 洗い出しを行い、臨時職員により 試行実施する。 ○福利厚生事務について、業務委 託に適する業務の検証、他市の動 向調査、関係業務に関する事業者 へのヒアリングを行うとともに、 現行業務との比較・検証を行う。	◇給与事務について、例月、年度末、源泉徴収発行等につい て、職員以外ができる業務の洗い出しのため、臨時職員による 試行実施と事業者による委託等の調査を実施した。 ◇事業者による業務分析の結果、業務が多岐に渡ることや臨時 的な業務が多く委託化による効果が無いため、試行実施した臨 時職員の活用により繁忙期の時間外勤務の縮減につなげること とした。 ◇福利厚生事務について、事業者による業務内容の調査を実施 した。 ◇委託化に向けて、現行業務において委託できる業務の範囲や 費用対効果を検証するとともに、他市の動向や委託後の効果等 について引き続き調査・検討することとした。	—	A	計画どおり委託化等に向けた 検討が進められている。福利 厚生事務については引き続き 調査・検討を進めるととも に、臨時職員対応とした給与 事務に関しては、確実に職員 の時間外勤務の縮減につなげ ること。
	職員課						
25-2	窓口業務等の委託化等検討	窓口業務等の委託化について検討す る。	他自治体の取組状況や市民課業務 の洗い出しを行い、窓口業務の委託 化に向けた検討を行う。	◇民間事業者の協力を得て、市民課業務の洗い出しを実施し た。	—	A	計画どおり委託化等に向けた 検討が進められている。業務 の洗い出し結果を検証し、他市 の動向等も注視しつつ、委託 可能で導入効果のある業務に ついては積極的に取組を進め ること。
	市民課						
25-3	出納業務の委託化等の検討	定型業務部分の民間委託等について 調査・検討し、方針決定及び関係機 関と調整を行う。	○今後の委託化等の取組について 26市に調査を実施する。 ○調査結果を踏まえ、委託化等を 検討し方針を決定する。	◇調査に基づき検討した結果、嘱託化が適当であると判断し た。 ◇平成27年度より3名の嘱託員を配置し会計事務を実施するこ ととした。	—	A	計画どおり方針を決定し、嘱 託化を実施したことは評価で きる。今後、嘱託化に伴う効 果を検証するとともに、引き 続き公営企業会計の導入も視 野に入れ業務体制の検討を進 めること。
	会計課						

項目 番号	実施項目	取組概要 第4次行政改革大綱アクションプラン（平成26年度版）より	平成26年度の取組概要 （年度当初の予定）	平成26年度末時点における取組の成果（◇）・今後の課題（◆）	H26実績数値 【数値内容】	進捗 状況	H27年度 行革本部コメント
	所管課・関係課						
25-4	現業職場の委託化等の推進	運転業務、収集業務、学校用務、給食調理業務の将来の運営体制を検討する。	<ul style="list-style-type: none"> ○運転業務の運営体制の検討 ○収集業務の運営体制の検討 ○学校用務の運営体制の検討 ○給食調理業務の運営体制の検討 	<ul style="list-style-type: none"> （管財課） ◇将来的な運営体制について、引き続き検討を行った。 （ごみ減量推進課） ◇収集業務の運営体制等、委託化方針の策定に向けた検討を行った。 （教育企画課） ◇退職者がいなかったため、現状に変化なし ◆今後の運営体制、学校用務のあり方について検証が必要である。 （学校運営課） ◇安全な給食を提供するため、定年退職予定者等も考慮し、今後の給食調理直営校の体制を含めた委託化計画の策定に向けた検討を行った。 	—	A	計画どおり取組が進められている。退職不補充を原則に委託化等を推進することとなるが、将来的な運営体制についての検討が必要である。引き続き各業務のあり方等を検討し、必要に応じて関係課との調整を行うこと。
	管財課・ごみ減量推進課・教育企画課・学校運営課						
25-5	文書交換業務の効率化検討	都庁交換業務及び庁舎間交換業務について、回数等の適正化、外部委託化及び他市との広域連携等の効率化も検討する。	<ul style="list-style-type: none"> ○平成27年度に都庁交換便、平成28年度に庁舎間交換便の委託化を想定し、委託化の効果について現状との比較・検証を行う。 ○委託化に向けて関係各課との調整を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ◇比較検証の結果、平成27年度から都庁交換便業務について委託化することとした。 ◆平成27年度の実績等を踏まえ、庁舎間交換便の委託化について引き続き検証していく。 	—	A	計画どおり業務の効率化に向けた取組が進められている。委託化に伴う課題を検証するとともに、引き続き業務の効率化を進めること。
	総務法規課						
25-6	宿直業務・自動車運転業務の運営体制の見直し	宿日直業務や自動車運転業務の今後のあり方や運営体制について検討する。	宿日直業務のあり方、運営体制について平成27年度の組織改正を見据えて検討する。	<ul style="list-style-type: none"> ◇委託化に伴う課題等について、関係課を含め引き続き検討を行うこととした。 ◆宿日直業務における埋火葬許可業務について、関係各課との調整が必要である。 ◆将来にわたる安定的な業務執行体制の確立が必要である。 	—	A	計画どおり検討が進められている。課題の解消に向けた方策を検証するとともに、引き続き安定的な業務執行体制の確立に向けた検討を進めること。
	管財課						
26	出張所・自動交付機等の運用の見直し	出張所・自動交付機の利用状況の検証、利便性の向上に向けた証明書等のコンビニエンスストア発行について調査・研究する。	<ul style="list-style-type: none"> ○自動交付機の利用状況を把握し、適正配置について検証する。 ○住民票等の発行方法について、市役所窓口、出張所、自動交付機での交付状況を把握し今後のあり方を検討する。 ○自動交付機の適正配置や住民票等の交付状況を踏まえ、先進自治体等のコンビニエンスストア発行に向けた動向を把握する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◇自動交付機の利用状況を含め、住民票等の交付状況について検証を行った。 ◇平成28年12月からのコンビニ交付実施に向けて、業者選定に係るプロポーザルの実施に向けた準備を行った。 ◆出張所及び自動交付機等の今後のあり方については、引き続き利用状況等を検証するとともに、コンビニ交付の運用開始に向けて検討する必要がある。 	62.7% 【目標数値】 自動交付機 利用率 67%	B	自動交付機の利用率については目標数値を下回るものの、コンビニ交付実施に向けて着実に取組が進められている。出張所・自動交付機の今後のあり方については、市民の利便性向上と業務の効率化の視点で引き続き検討を進め、コンビニ交付運用開始に合せて適切な対応を図ること。
	市民課						

項目番号	実施項目	取組概要 第4次行財政改革大綱アクションプラン（平成26年度版）より	平成26年度の取組概要 （年度当初の予定）	平成26年度末時点における取組の成果（◇）・今後の課題（◆）	H26実績数値 【数値内容】	進捗状況	H27年度 行革本部コメント
	所管課・関係課						
27	高齢者施設の運営体制の見直し	○介護デイサービス（きらら、谷戸・田無高齢者在宅サービスセンター）の運営形態の見直しについて検討する。 ○福祉会館・老人福祉センター・老人憩いの家の運営形態の見直しを図る。 ○老人福祉センター送迎バスの見直しを検討する。 ○田無総合福祉センター1階部分の活用を検討する。	○介護デイサービスについて他自治体等の類似事業についての状況調査を実施する。 ○福祉会館の運営形態について、指定管理者制度等も見据えた検討を行う。 ○老人福祉センター送迎バスについて、アンケート調査等により現状を把握し、今後の対応を検討する。 ○老人福祉センター1階部分の活用について、複合施設としての機能や連携のあり方を協議し、有効活用が図れるよう1階ロビー等のレイアウト変更等について検討する。	◇介護保険法の改正により、各自治体において平成27年度から平成29年度までの間に制度改正する必要があるため、各市の取組状況について調査を行った。 ◇老人福祉センターの送迎バスについて、利用状況等、現状把握を行った。 ◆送迎業務の見直しや利用しやすいルート等について検証する必要がある。 ◆福祉会館の運営形態の見直しに当たっては、建替えが困難な富士町、新町、ひばりが丘福祉会館の設備の老朽化が進んでいるため、計画的な対応を検討する必要がある。 ◆田無総合福祉センター1階部分の活用については、より効果的な活用に向けて、平成27年度に再調整を行うこととした。	—	B	法改正の影響もあり、具体的な取組としては、現状の把握と課題整理となっている。各種事業、サービスの制度改正と合わせ、より効果的・効率的な高齢者施設の運営に向けて、検討を進めること。
	高齢者支援課						
28	障害者福祉事業の運営体制の見直し	○法内化事業について、事業の民営化も含めた運営形態の見直しを図る。 ○補助金や負担金の適正化と検証について、効果的な仕組みを構築する。	○生活介護事業所くろーばーについて平成27年度の民営化に向け調整を行い、円滑に民営化を実施する。 ○福祉団体補助金の申請書類等を精査し、補助額の適正化を図る。	◇生活介護事業所くろーばーについて、当該事業の運営事業者の公募、選定を行った。また、選定事業者が円滑に事業を実施できるよう、民営化移行支援のための補助制度を整備した。 ◇その他の施設について平成27年度より使用許可から貸付制度（有償）への移行を開始すべく、関係機関、事業所等と調整を行った。 ○補助金・負担金の適正化については、補助金交付申請に合せ、補助対象事業の周知を行うとともに、実績報告にあたっては、領収書等を厳格にチェックし、補助金の適正化に努めた。また、平成27年度に向けて補助基準額の見直しを行った。	—	A	法内化事業の民営化について、計画どおり取組が進められている。補助金・負担金の適正化については、より効果的な仕組みの構築について、引き続き検討すること。
	障害福祉課						
28-1	民間活力の効果的活用（フレンドリー）	効果的・効率的な事業執行に向けて、民間活力の活用について調査・検討し、最も適した実施主体の検証、運営体制の見直しを行う。	平成27年10月に移行予定である障害者総合支援センター「フレンドリー」の指定管理者制度導入に向けて、条例・規則等法令の整備や公募・選定の準備を進める。	◇指定管理者制度導入に向けて条例改正を行った。 ◇指定管理者の公募及び指定管理者候補の選定を実施、指定管理者の指定等の議会対応も滞りなく完了した。	—	A	計画どおり指定管理者導入に向けた取組が進められた。今後は、指定管理者への円滑な移行に向け支援を行うとともに、移行後の効果検証等を行うこと。
	障害福祉課						
29	保育園の民間活力の活用推進	○保育需要に基づく、保育園定員の適正化を図る。 ○各保育園の機能や保育施策の全体方針を踏まえ、平成28年度以降の保育園の民間委託について検討、併せて認可保育園の運営実績のある法人（運営形態は問わない）への運営委託、民間譲渡等についても検討する。	○平成26年4月より委託化したほうやちよう保育園について、運営協議会を開催し、円滑な事業実施に向けて協議する。 ○平成27年4月より委託化する芝久保保育園について、事務引継ぎ及び引継ぎ保育を実施する。また市（保育園）、事業者、保護者の3者で運営協議会を設置し、委託化に伴う課題等について協議を行う。 ○第2期民営化等計画の策定に向けて、これまでの民間委託化の検証を行うとともに、今後の委託化についての方針及び計画について検討する。	◇ほうやちよう保育園については、平成26年4月1日に委託を実施、円滑な事業実施に向けて、運営協議会を開催した。 ◇芝久保保育園については平成27年4月の委託化に向けて、9回の運営協議会を実施、平成27年1月からは引継ぎ保育を実施し、円滑な移行に向けた取組を進めた。 ◆これまでの委託化の検証を行い平成27年度には今後の委託化についての方針及び計画を策定する予定である。	1園 【目標数値】 各年度別委託化導入施設数 1園	A	計画どおり取組が進められている。民間委託化した保育園の評価、検証を踏まえ、今後の委託化等計画の策定に向けて引き続き取組を推進すること。
	保育課						

項目 番号	実施項目	取組概要 第4次行政改革大綱アクションプ ラン（平成26年度版）より	平成26年度の取組概要 （年度当初の予定）	平成26年度末時点における取組の成果（◇）・今後の課題（◆）	H26実績数値 【数値内容】	進捗 状況	H27年度 行革本部コメント
	所管課・関係課						
30	児童館・学童クラブの民間 活力の活用推進	児童館を機能別に整理したうえで、関係者への説明を十分に行いながら、児童館・学童クラブの民間委託を計画的に進める。また、利用状況や機能整理等を踏まえ、児童館の統廃合も検討していく。	○平成27年度より委託化する東伏見学童クラブ・東伏見第二学童クラブについて、保護者への説明会を開催するとともに、選考委員会の立ち上げ、委託事業者の募集、選定、業務引継ぎ等を実施する。 ○児童館再編方針を策定し、子ども子育て審議会へ諮問する。	◇東伏見学童クラブ・東伏見第二学童クラブについて、保護者への説明会実施後、選定委員会を立ち上げ事業者の募集・選定を行なった。また、業務引継ぎとして、選定事業者の指導員を2ヶ月間、現場に配置、併せて事業者法人本部による保護者説明会を実施した。 ◇児童館再編方針について、現状の課題分析を行うとともに、児童館・学童クラブの今後のあり方等について検討を行った。 ◆平成27年度の方針決定に向けて引き続き取り組む。	—	A	計画どおり取組が進められている。児童館再編方針の策定に向けて検討を進めるとともに、委託化に向け引き続き、計画的に取り組むこと。
	児童青少年課						
31	こどもの発達センターひいらぎの運営体制の見直し	支援体制の拡充、民間活力の活用を含め、他地区や民間施設の運営状況等を調査し、今後のひいらぎの運営形態の見直しや関係課との連携強化を図る。	支援体制の拡充に向けて、運営上の課題の洗い出しを行い、課題事項について近隣施設、関係機関等に調査を行う。また、相談支援、業務分担等の課題については関係部署と協議を行う。	◇近隣施設等への調査等を行うとともに、検討すべき課題事項を整理した。 ◆民間活用による具体的な支援拡充策や事業実施施設の運用等、今後整理すべき課題が多くある。 ◆利用者からの意見聴取ほか、慎重な対応が求められる。 ◆限られた人材を効果的に事業展開させるための方策を検討する必要がある。	—	B	見直しに向けて、検討すべき課題が多く慎重な対応が必要となっている。引き続き支援体制の拡充に向け、効果的な運営体制について検討すること。
	子ども家庭支援センター						
32	公園管理等事業の運営体制の見直し	○公園の維持・管理について、効果的かつ効率的な運用ができるよう、民間委託や指定管理者制度の活用を調査・研究する。 ○下保谷四丁目特別緑地保全地区の効果的・効率的な運営・維持管理方法について、市民やボランティアとの協働の仕組みづくり、民間活力の活用等について調査・研究する。 ○利用者の利便性を図りながら歳入確保の方策について調査・研究する。	○公園の維持・管理について指定管理者制度導入に向けた調査研究を行い、検討結果に基づき指定管理者制度導入に向けた条例改正等を行う。 ○下保谷四丁目特別緑地保全地区の維持管理方法について、市民やボランティアとの協働の仕組みづくりに向けて、近隣の自治会や公園ボランティアと調整を行いながら検討する。 ○利用者の利便性と歳入確保の方策について、指定管理者制度の活用と合わせ調査・研究する。	◇公園の維持・管理における指定管理者制度導入に向け調査研究し、検討の結果、平成28年4月より指定管理者制度を導入することとし、必要な条例改正等を行った。 ◇下保谷四丁目特別緑地保全地区の維持管理方法について、現在活動している地域のボランティアの方と調整を行った。 ◆安定的な維持管理に向けた協働の仕組みづくりやボランティアの育成が課題となっている。 ◇利用者の利便性と歳入確保の方策として、西東京いこいの森公園駐車場について、指定管理者制度の導入にともない利用時間の延長にも対応できるように条例等の改正を行った。	—	A	公園の維持管理における指定管理者制度の導入について早期対応が図られたことは評価できる。今後、指定管理者による公園の維持管理実施に向けて調整を進めるとともに、引き続き市民やボランティアとの協働による維持管理についても取り組むこと。
	みどり公園課						
33	図書館の運営体制のあり方の検討	高度化・多様化する図書館需要を的確に捉えながら、効率的・効果的な事業執行に向けて、指定管理者制度等の民間活用について調査研究し、最も適した実施主体の検証、運営体制の見直しを行う。	○指定管理者制度を導入している東久留米市、立川市など多摩地域の図書館の実態調査を行い、民間活用について調査・研究する。 ○平成27年度下半期に開始を予定している新町分室の運営の形態を変更するため、関係課部署と調整し準備を行う。 ○西東京市に関する資料の電子化を進め、サービスの拡大と省スペース化を図っていく。	◇東久留米市及び立川市の各図書館長からの指定管理者制度に関する聞き取り調査を実施、今後、現場視察等も行い、民間活力の活用について調査研究していく。 ◇新町分室について高齢者支援課・建築官繕課等関係課協議を行った。平成27年1月17日に市民説明会開催、3月には条例改正を行った。 ◇約8万点の写真資料を電子化した。今後、年代・場所等の確認と注記を作成し、順次公開していく。図書館HPの「デジタル西東京」の実績は年間約14,000回のアクセスがあることから、利用の拡大が図られる。	—	A	計画どおり取組が進められている。民間活力の活用については、引き続き課題の整理を図り、より効率的・効果的な事業運営について検討を進めること。
	図書館						

項目 番号	実施項目	取組概要 第4次行政改革大綱アクション プラン（平成26年度版）より	平成26年度の取組概要 （年度当初の予定）	平成26年度末時点における取組の成果（◇）・今後の課題（◆）	H26実績数値 【数値内容】	進捗 状況	H27年度 行革本部コメント
	所管課・関係課						
34	指定管理者制度の効果的活用	○モニタリング、インセンティブ等を含めた指定管理者制度の運用のあり方を検証する。 ○モニタリングを通じて課題を把握・検証し、より効果的に指定管理者制度を活用する。 ○基本方針を改定する。 ○新たな導入施設を検討する。	○モニタリング、インセンティブに関する他市事例等の調査研究 ○障害者総合支援センター指定管理者導入に向けた調整	◇モニタリング、インセンティブ等について他市事例等の調査研究を行った。 ◇基本方針の改定に向け、課題整理等を実施した。 ◇障害者総合支援センター、西東京市立公園における指定管理者制度導入に向け、担当課と諸課題の調整を図った。	—	A	計画どおり取組が進められている。指定管理者制度の運用指針の改定及びモニタリング方法、インセンティブ制度の検討に向けて、先進市や他市の動向を調査・検証するとともに、適切かつ安定的で効果的な指定管理者制度となるよう関係課と調整すること。
	企画政策課						
34-1	指定管理者制度の効果的活用(保谷こもれびホール)	○モニタリング、インセンティブ等を含めた指定管理者制度の運用のあり方を検証する。 ○モニタリングを通じて課題を把握・検証し、より効果的に指定管理者制度を活用する。 ○直営文化施設については、保谷こもれびホールと合せて複数館の指定管理事業実施について検討する。	○指定管理者による2年目を迎え、前年度実績を踏まえ、より効果的な施設運営を検証するとともに実行に向けた計画を作成する。 ○1年目の課題を明確にし、次期指定管理者選定に向けての検証を行う。 ○市民会館、コール田無の施設運営について、複数館を管理した場合の検証を行う。	◇指定管理者より事前に提案された事業計画等について、前年度実績を踏まえ、施設や利用者の実態に合せた計画となるよう検証・調整を行った。 ◇前年度実績を基に、施設運営に関する課題を整理し、定期的な検証及び進行管理を行った。 ◇保谷こもれびホールを含む複数館での指定管理業務について検証するための資料収集等を実施した。	—	A	指定管理者制度の効果的活用に向けた取組が進められている。所管課モニタリング、利用者モニタリングを効果的に活用し、引き続き指定管理者との連携を図っていくこと。
	文化振興課						
34-2	指定管理者制度の効果的活用(市民交流施設)	○モニタリング、インセンティブ等を含めた指定管理者制度の運用のあり方を検証する。 ○モニタリングを通じて課題を把握・検証し、より効果的に指定管理者制度を活用する。 ○市民交流施設の受益者負担について調査・検討する。 ○住民協議会組織の高齢化に伴う指定管理者辞退などを想定した対応等を検討する。	○平成26年度から新たな指定管理者となった住民協議会に対して、定期的な意見交換機会や訪問により円滑な運用の支援を行う。 ○3年ごとの指定管理者の更新に向けて、利用者意見や指定管理者である住民協議会との意見交換を実施する。 ○利用料金等の受益者負担について、近隣施設の運用動向の調査、検討を行う。	◇東伏見コミュニティセンターが新たに指定管理者として加わり、定期的な訪問や運営当初の事務処理を補佐するなどの対応により円滑で安定した施設運営が行われた。 ◇東伏見コミュニティセンターを除く市民交流施設の指定管理者の運営状況を利用者の視点で評価するため、各館共通の利用者アンケートを実施した。これにより、施設ごとの特徴や施設管理者への要望などを取りまとめて今後の円滑な運営管理に使用する。 ◇受益者負担について、近隣市の施設の動向調査を実施した。	—	A	計画どおり取組が進められている。市民交流施設の管理運営形態として地域の住民協議会を指定管理者として導入した効果等について十分検証し、施設利用率や利用者満足度の向上を図ること。
	文化振興課						
34-3	指定管理者制度の効果的活用(スポーツ施設)	○モニタリング、インセンティブ等を含めた指定管理者制度の運用のあり方を検証する。 ○モニタリングを通じて課題を把握・検証し、より効果的に指定管理者制度を活用する。 ○ひばりが丘総合運動場の完全移管に伴う、駐車場等の整備を検討する。 ○借地使用のスポーツ・運動施設について将来対応を検討する。 ○モニタリングの第三者評価の実施等について検討する。 ○インセンティブ制度について、関係課と調整・検討する。	○指定管理業務のモニタリング実施内容及びインセンティブについて近隣自治体の調査を行う。 ○指定管理者が行うモニタリング結果について検証を行う。 ○借地施設について、所有者の状況及び利用状況を確認するとともに、返却を求められた場合の対応について検討する。 ○次期更新に向けて、指定管理者との定例的な会議を通じて、各運動施設の管理運営について監督、検証する。	◇指定管理業務のモニタリング実施内容及びインセンティブについて近隣自治体の調査を実施した。 ◇指定管理者の行ったモニタリング結果について、内部で確認、検証した。 ◇借地施設について、土地所有者の状況及び運動場の利用状況を確認した。 ◇指定管理者との定例的な会議において、運動施設の管理運営を監督した。	—	A	指定管理者との連携を図り、計画的に取組が進められている。モニタリング結果に基づき、改善に取り組むとともに、借地施設については、長期的な視点で、今後のあり方について検討を進めること。
	スポーツ振興課						

項目 番号	実施項目	取組概要 第4次行政改革大綱アクションプ ラン（平成26年度版）より	平成26年度の取組概要 （年度当初の予定）	平成26年度末時点における取組の成果（◇）・今後の課題（◆）	H26実績数値 【数値内容】	進捗 状況	H27年度 行革本部コメント
	所管課・関係課						
35	広報のあり方の検討	ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）を始めとする新たな情報媒体の検証、他分野の広報誌との整理・統合、広告掲載等の民間活力の活用について調査・研究する。	○広報誌の整理・統合について、各市の動向調査及び広報誌担当各課との検討を行う。 ○民間活力の活用について、各市の動向調査を行う。	◇各市の動向調査及び広報誌発行の担当課と統合に向けた検討を行った。 ◆引き続き各市の動向を調査するとともに、広報誌統合に向けた検討が必要である。	—	B	計画どおり検討は進められているが課題は多い。各種広報誌の統合や民間活力の活用に向けて引き続き検討を進めること。
	秘書広報課・関係各課						
36	市作成刊行物の集約化・配布コストの削減	市で作成している市民マップや医療マップ等について集約化や電子化、広告掲載収入等、民間活力の活用の推進、有償頒布等による経費削減を検討する。	集約化・電子化等について調査研究する。	◇集約化・電子化に向けた調査研究を行った。 ◆集約化については年間発行回数、発行時期等が各担当で異なることから、十分な検討が必要となる。	—	B	集約化・電子化に向けた具体的な取組は進んでいない。引き続き市刊行物の効率的な発行やコストの削減に向けた取組を進めること。
	企画政策課・関係各課						
37	道路維持管理業務のあり方検討	道路維持管理業務のあり方を検討する。（街路樹剪定・草刈等の市民協働、ファシリティマネジメント）	道路維持管理業務のあり方について、先進自治体の取組等を調査する。	◇道路維持管理業務のあり方について、先進自治体における市民協働等の事例について情報収集した。	—	B	先進事例を参考に、本市における道路維持管理業務のあり方を検討し、効果的な手法を検討すること。
	道路管理課						
38	【主要】市の役割の高度化への対応	○地方分権改革の動向を把握し、制度改変に対応した市の取組を検討する。 ○基礎的自治体の役割拡大に対応できるように、これまでの取組を踏まえ、広域連携のさらなる推進に向けて検討する。	○東京都からの情報提供をもとに、移譲事務の実態を把握し、関係課と調整を行う。 ○内容が明確になり次第、庁内体制を検討し、次年度からの運営体制を構築する。	◇必要に応じて第4次一括法までは、各課において条例等を制定し、職員定数についても対応を図ってきた。 ◇条例制定に際し、参酌基準に係るものについては市民参加を経ることとし、パブリックコメントを実施してきた。 ◆第5次一括法については、国から都道府県、都道府県から指定都市への移譲であり、具体的に西東京市で対応すべき内容については不明確である。 ◆今後、番号法の施行に伴い、庁内連携はもとより、広域連携についての検討も重要となる。	—	A	引き続き国の動向に注視し、庁内連携を密にして遺漏なく取り組むこと。
	企画政策課・関係各課						
39	継続的な組織再編の検討	○迅速な意思決定や機動性のある対応、庁内分権、関係部局間の連携強化に資する成果重視の組織機構・執行体制の構築に向けて検討する。 ○第2次総合計画の着実な推進を図るための組織体制を検討する。 ○建築基準行政事務の実施体制、庁舎整備に向けた組織体制を検討する。 ○社会保障・税番号制度導入に向けて、窓口の効果的な運用方法や職員配置等を検討する。	○全庁的な庁内P Tの設置 ○現状の課題を把握、現行組織の課題について庁内調査を実施し、調査結果に基づき組織改正に係る基本方針を検討する。 ○組織改正（案）を作成し庁内調整を行う。 ○組織条例、規則等の改正を行う。	◇保健・福祉・医療の連携や建築基準行政の移管、ファシリティマネジメント、新たな子育て支援制度等法改正への対応などを想定し、平成27年度上半期の組織改正に向けた調整を行った。 ◇調整の結果、組織機構の見直しとして、地域における保健・福祉・医療連携の視点から健康課を市民部から福祉部へ配置換えを行い、福祉部の名称を健康福祉部に変更するほか、制度改正や円滑な業務の遂行に向けて組織の見直しを行った。	—	A	地方分権改革の動向に注視し、新たな行政需要を含め、必要に応じて引き続き適切な対応を講じること。
	企画政策課						

項目 番号	実施項目	取組概要 第4次行政改革大綱アクションプ ラン（平成26年度版）より	平成26年度の取組概要 （年度当初の予定）	平成26年度末時点における取組の成果(◇)・今後の課題(◆)	H26実績数値 【数値内容】	進捗 状況	H27年度 行革本部コメント
	所管課・関係課						
40	建築行政事務の移管の推進	○建築基準行政事務移管協議会設置（東京都・西東京市） ○建築基準行政事務について必要な調査及び検討を行う。（庁内検討委員会）	○昨年度、内部検討組織である庁内PTにおいて決定したを建築基準行政事務に関する方針に基づき平成29年4月1日の事務移管に向けて東京都との調整を進める。	◇東京都に対し、移管に向けた事前協議申し入れを行い、「東京都・西東京市建築基準行政事務移管検討協議会」を設置し、協議を行い、平成26年11月に事務移管に関する覚書を締結した。 ◆組織体制、所要人員、専門職員の配置、執務スペースの確保、財政面などの課題について、引き続き東京都及び関連各課と詳細な調整が必要である。	—	A	計画どおりの取組が進められている。平成29年度の事務移管に向けて引き続き調整・検討すること。
	企画政策課						
41	市の役割の高度化に対応した情報システムの運用・支援	○最適化計画に基づくネットワーク、端末、業務システムの再編を計画的に実施し、業務の効率化等を図る。 ○今後のシステム更新に備え、国や他自治体の動向にも留意しながら、より効率的な情報システムのあり方について検討する。 ○費用対効果に留意しながら、手続きのオンライン化を進める。 ○社会保障・税番号制度等、大規模な法改正への対応を図る。 ○自治体クラウド等自治体間の業務システムの共同化を検討する。	○次期システム要件定義の整理、システム情報提供依頼（RFI）の実施、調達仕様書の作成、更新スケジュールの調整等の実施 ○既存住基（住民記録）システムの番号制度対応、既存宛名情報システム登録情報の分析、団体内統合宛名システム構築に向けた全体構成の整理・設計 ○保育システムの移行、新制度対応システムの構築（児童福祉システム改修） ○施設予約管理システム更新に向けた各施設における運用方法の状況整理、調整等	◇次期システム要件定義の策定、調達仕様書の作成を行った。 ◇番号制度対応を要する業務システムの洗い出し、改修費用の積算作業等を実施した。 ◇子ども子育て支援新制度に係るシステム改修対応を実施した。 ◇施設予約管理システムの更新に向けて、施設担当者会を開催し、意見交換を行った。	—	A	計画に基づき取組が進められている。引き続き、社会保障・税番号制度への対応について、国の動向を注視し、着実に取り組むこと。
	情報推進課						
42	申請書等の手続きの簡素化検討	社会保障・税番号制度の運用に併せ、申請・届出手続の負担軽減、業務の効率化のため、電子化も含め、各種申請書及び手続きの簡略化・統合化を検討する。	平成27年10月の番号法施行に向けて、番号法制度についての理解に努めるとともに、情報収集を行い、調査・研究する。	◇周辺自治体との勉強会を実施し、番号法制度についての情報収集と意見交換を行った。 ◆利用条例業務の洗い出しと選定・条例制定を行う必要がある。	—	A	制度運用開始に向け、課題を整理するとともに、全庁的に情報共有を図り、適正に手続きがなされるよう取り組むこと。
	総務法規課・関係各課						
43	子ども相談業務の見直し	教育関係各課・子ども家庭支援センター・健康課・障害福祉課などが連携し、切れ目の無い支援の構築に向け、連携内容や組織体制、取組等を検討する。	○「西東京市子ども相談業務あり方検討委員会」を設置する。 ○子ども相談支援を行っている関係各課における課題の洗い出しを行い、切れ目の無い支援の構築に向け、連携内容や組織体制、取組等を検討する。	◇庁内関係課による「子ども相談業務あり方検討委員会」を設置した。 ◇子ども相談業務の実施体制について、現状分析を行い、課題について、引き続き検討することとした。	—	B	庁内検討委員会は設置されたものの、現状分析に留まっている。引き続き、切れ目の無い支援の構築に向け精力的に取組を進めること。
	子ども家庭支援センター・健康課・障害福祉課・教育支援課・関係各課						
44	社会教育行政の運営体制等の見直し	○運営体制の見直しを検討する。（公民館との組織編制検討） ○地域生涯学習事業等の見直しを検討する。	○組織改正を含めた今後の運営体制について部内で検討する。 ○研修会や会議を通して地域生涯学習事業を受け持つ学校施設開放運営協議会企画委員と公民館専門員との連携を深めるとともに、生涯学習事業に精通するための幅広い知識の習得を図る。	◇社会教育委員の意見を聞きながら、組織改正を含めた今後の運営体制について検討を行った。 ◇学校施設開放運営協議会で実施している地域生涯学習事業の企画委員と公民館専門員との連携を図るため、公民館の活動事例を公民館専門員に発表してもらい、企画運営の参考とした。 ◆学校施設開放運営協議会企画委員が毎年変更になることに伴いシステムを構築する必要がある。	—	A	社会教育行政の効率的・効果的な事業執行に向けて、引き続き公民館との連携強化に努めること。
	社会教育課・公民館						

項目 番号	実施項目	取組概要 第4次行政改革大綱アクションプ ラン（平成26年度版）より	平成26年度の取組概要 （年度当初の予定）	平成26年度末時点における取組の成果（◇）・今後の課題（◆）	H26実績数値 【数値内容】	進捗 状況	H27年度 行革本部コメント
	所管課・関係課						
44-1	公民館の運営体制のあり方の検討	○効率的・効果的な事業執行に向けて、嘱託職員（専門員）の能力を有効活用できる運営体制の見直しを行う。 ○施設のあり方についても検討する。	○効率的・効果的な事業執行に向けて、嘱託職員（専門員）の能力を有効活用できる運営体制を検討する。 ○ひばりが丘公民館と谷戸公民館の一体的な運用について検討する。	◇学校施設開放運営協議会企画委員の研修会に専門員が出向き、情報交換や助言を行った。 ◇ひばりが丘公民館と谷戸公民館の一体的な運用については、関係者との対話を重ねたが、具体的な運用には至らなかった。	—	B	見直しに向けた取組の実施が遅れている。 柳沢公民館事業係を中心に、各公民館への支援や、嘱託職員（専門員）の活用による効果的な事業実施が進められるよう、公民館の運営体制を見直すこと。
	公民館						
45	【主要】職員研修・能力開発と支援の推進による人材育成	○多様化・複雑化する市民ニーズに対応し、事務事業を効率的に執行できる人材育成のため、西東京市人材育成基本方針及び人材育成基本方針実施計画を見直し、効率的且つ効果的な職員研修を検討して実施する。 ○西東京市人材育成基本方針に基づき、各職務の遂行に必要な研修を計画的かつ効率的に実施する。 ○OJT（職場内研修）を活用して組織全体で職員を育成する風土を醸成するとともに、OJTを職場に浸透させるために指導・育成に携わる管理職等への研修を実施する。	○西東京市人材育成基本方針及び人材育成基本方針実施計画の見直しを行う。 ○人材育成基本方針及び平成26年度研修概要に基づき、各職務の遂行に必要な研修を計画的且つ効率的・効果的に実施する。 ○OJT（職場内研修）を活用して組織全体で職員を育成する風土を醸成するとともに、OJTを職場に浸透させるため、指導・育成に携わる職員向けの研修を実施するとともに、意見交換や研修の振り返りの場を設け、指導・育成に携わる職員への支援体制を充実する。	◇平成27年3月に西東京市人材育成基本方針（改訂版）及び西東京市人材育成基本方針実施計画を策定した。 ◆今後、基本方針及び実施計画をより具体化し、実現に向けた取組の進行管理及び年度ごとの検証が必要となってくる。 ◇研修概要に基づき、昇任時研修等を増設し、職層別研修の充実を図った。 ◆引き続き、基本方針に基づき計画的に研修を実施するとともに、研修の効果を検証する必要がある。 ◇今年度は、OJT指導者養成研修（育成推進員・育成指導員）、OJT指導者フォローアップ研修、OJT総括研修を開催し、指導・育成に携わる職員への支援体制の充実を図った。 ◆引き続き、OJT制度の趣旨の理解促進と、指導者への支援体制を充実させていく必要がある。	—	A	計画どおりの取組が着実に進められた。新たに策定した基本方針に基づき、計画的かつ効率的に研修を実施するとともに、市の求める職員像を目指し、職員の意識改革に向けた取組を推進すること。
	職員課						
46	人事考課制度の効果的運用	能力・業績及び取組への達成度を加味した人事考課制度を適正に運用するとともに、勤務評定結果を給与等へ反映する仕組みを確立するため、管理職における勤務評定結果の勤勉手当への反映について引き続き試行実施する。 ○人事管理の基礎となる人事考課制度（平成28年度本格実施）について検討する。	○能力、業績及び取組への達成度を加味した人事考課制度を適正に運用するとともに、勤務評定結果を給与等へ反映する仕組みを確立するため、管理職における勤務評定結果の勤勉手当への反映について引き続き試行実施する。 ○人事管理の基礎となる人事考課制度（平成28年度本格実施）について検討する。	◇平成26年度も引き続き試行実施し、勤務評定結果を管理職の勤勉手当に反映させた。 ◇平成28年度の本格実施に向けて、管理職を対象に評価者研修を実施し、評価の考え方など、評価基準の統一性を図った。 ◆地方公務員法の一部改正により、平成28年度から全職員について、人事考課の評定結果の給与等への反映が義務付けられたため、評価の開示や苦情処理も含めて短期間で制度全般の再検討が求められる。	—	B	法改正により本格実施が早まる形となった。管理職はもとより被評定者に対する制度周知や研修の実施など、円滑な制度運用に向けた取組を進めること。
	職員課						
47	職員の能力の有効活用	○今後の委託化等の状況を踏まえ、技能労務職から一般行政職への任用替えを積極的に進める。 ○公募制人事、再任用職員の有効活用など、職員の能力、経験、実績等を的確に反映できる人事制度の検討を行う。	○再任用職員の有効活用など、職員の能力、経験、実績等を的確に反映できる人事制度について検討する。 ○公募制人事について検討する。 ○技能労務職から一般行政職への任用替えを積極的に進める。	◇昨年に引き続き任用替試験を実施し、3名の技能労務職を一般行政職へ任用替えした。 ◆任用替試験の受験対象者の高齢化が進んでおり、今後の試験のあり方について検討していく必要がある。 ◆定員適正化計画における現業職のあり方検討も踏まえつつ、引き続き取組を推進する必要がある。 ◆再任用職員の勤務形態として短期（週3日または4日）に加えて平成26年度よりフルタイム（週5日）での再任用を開始し、課長補佐、係長級職員としてこれまでの経験等を活かせるポジションで引き続きの任用が可能となった。 ◆職場状況により再任用職員を受け入れにくい職場について、調整・検討が必要となっている。 ◇公募制人事については、被災地派遣など一部について実施を検討した。	—	A	計画どおり取組が進められている。引き続き職員の能力の有効活用に向けて、より効果的な人事制度について検討を進めること。
	職員課						

項目番号	実施項目	取組概要 第4次行政改革大綱アクションプラン（平成26年度版）より	平成26年度の取組概要 （年度当初の予定）	平成26年度末時点における取組の成果（◇）・今後の課題（◆）	H26実績数値 【数値内容】	進捗状況	H27年度 行革本部コメント
	所管課・関係課						
48	職員採用試験の再構築	これまでの試験内容等を検証し、より市職員に適した人材が採用できるようなPRや任期付採用等、多様な採用試験方法を検討する。	○職員採用試験の実施時期の見直しについて、平成27年4月及び平成28年4月採用の試験実施時期について検討する。 ○これまでの試験内容等を検証し、より市職員に適した人材が採用できるよう、PRや多様な採用試験方法を検討する。（履歴書の持参提出、試験実施回数の見直し、実施内容の変更等の試行） ○任期付採用について、現状把握と他市の事例調査を踏まえ、検討する。	◇年度当初からの欠員状態に対応するため、平成26年8月1日付、10月1日付、12月1日付、平成27年4月1日付採用試験を実施した。例年9月に実施していた翌年4月1日付採用試験の第1次試験を、昨年に続き7月に早めて実施。平成28年4月1日付採用試験についても、同様とする。 ◇昨年に続き就職情報サイトに市職員採用試験の情報を掲載。また一般企業との合同企業説明会で市PRを実施した。 ◇採用試験の実施方法について、試行として5月に履歴書の持参提出、7月に筆記試験を実施、その後第2次、3次、4次試験において、GW試験及び面接試験を実施。履歴書の持参、試験の回数の増（3次から4次）、GW試験のリニューアル等、これまで以上に人物評価を重視した採用試験を実施、多くの職員を採用した。（年度内の採用試験実施による採用者数47人） ◇任期付職員の採用については、他市の事例調査等を踏まえ、法曹や学芸員について検討を行い、平成27年度も引き続き調査・検討を続けることとした。	—	A	必要とされる人材の確保に向けて計画どおり取組が進められている。引き続き効果的な採用試験の実施に向けて他市の動向等を把握するとともに、より良い人材の確保に向けて取り組むこと。
	職員課						
49	【主要】徴収体制の連携・強化	○債権回収対策担当による困難案件の処理、徴収部門間の連携による徴収体制の強化を図り、市債権整理を適正かつ効率的に行う。 ○所管課の債権管理担当者向け基礎研修を実施し、徴収技術の向上、徴収体制強化を図る。 ○市が所有する債権の適切かつ効率的な管理を行うことを全庁的な課題として、(仮称)債権管理条例の必要性を検討する。	○徴収困難案件の滞納整理、徴収部門間の連携により徴収体制強化を図る。 ○債権管理担当者向け研修、債権管理者向け研修を実施し、徴収技術、徴収意識の向上を図る。 ○平成27年度の組織改正に向けて、先進市の事例を参考に、本市における徴収体制のあり方について検討する。 ○債権管理条例制定の有無、内容、時期等について、徴収体制のあり方に合わせ調査・検討する。	◇債権全体で実人数485名、延べ債権数814件、金額5億3千万円を引継ぎ、全庁的な徴収体制強化を目的として、主幹を含めた6名体制により、各課からの徴収困難案件他、効果的かつ集中的な滞納整理を行った。 ◇実務担当者を対象とした内部講師による債権回収管理基礎研修、芦屋市上下水道部長を講師として「自治体における債権回収管理のあり方」について研修を行った。また、債権管理通信「徴収力」を発行し徴収意識の向上を図った。 ◇課内所掌事務を見直し、納税課長と債権回収対策担当主幹の役割を一本化し、債権担当のライン化を図るための検討を行った。また、組織改正にともなう債権拡大の検討を行った。 ◇先進各市の情報を収集するとともに条例制定の必要性について検討を行った。	—	A	計画どおり取組が進められている。庁内連携を引き続き強化するとともに、債権の適正管理及び徴収体制のあり方、債権管理条例制定に向けた検討を行うこと。
	納税課・関係各課						
49-1	徴収率の向上 (市税)	○口座振替の促進、コンビニ納付等の活用、動産・不動産の公売、納税推進員による徴収強化などの取組を継続する。 ○債権回収対策担当を活かした徴収体制を確立し、より効率的な滞納整理事務を行う。 ○各種イベントにおける納税キャンペーンを実施する。	○口座振替の促進、コンビニ納付等の活用、動産・不動産の公売、納税推進員等を活用した徴収強化の取組を実施し、市民負担の公平性を図るとともに徴収率向上による財源確保を図る。（現年99.0%・滞納30.0%）	◇納付環境の整備による市税収入の確保、納税キャンペーン、インターネット公売、納税推進員等を活用した徴収強化の取組及び滞納処分強化により、5年連続で徴収率の増率が図れた。 ◇徴収率の対前年度比較では、現年が同率、滞納が2.4ポイント増、合計では0.5ポイント増となった。 ◆滞納者の状況は多種多様にわたるため、滞納整理の手法も多様化してきている。今後も効果的、効率的な滞納整理の手法を検討するとともに、人事異動等に対応した知識の継承、人材育成が必要である。	市税： 現年分99.0% 滞納分33.7% 【目標数値】 徴収率 現年分99.0% 滞納分30.0%	A	計画どおり取組が進められており、徴収率も目標値を上回っている。引き続き徴収体制の強化に努めるとともに、効果的、効率的な滞納整理事務を実施すること。
	納税課						
49-2	徴収率の向上 (国民健康保険料)	○口座振替の促進、収納推進嘱託員による収納強化などの取組を継続する。 ○債権回収対策担当と連携し、納入強化に向けた取組を行う。 ○マルチペイメントネットワークによる納入の仕組みを活用した納入促進を行う。	○口座振替の促進、収納推進嘱託員による収納強化、債権回収対策担当との連携強化、マルチペイメントネットワークの活用を図り、年度分91.0%、滞納繰越分25.2%の徴収率を確保する。	◇口座振替の促進、収納推進嘱託員による収納強化、債権回収対策担当との連携強化等の取組により、平成26年度は、現年度分で90%台にのせるとともに、滞納繰越分についても高い徴収率を達成することができた。 ◆納付相談等により滞納者の状況を丁寧に把握しながら、引き続き徴収率の向上に努める必要がある。	国保： 現年度90.0% 滞納分29.2% 【目標数値】 徴収率 現年分91.0% 滞納分25.2%	B	現年分の徴収率は目標に達していないものの、滞納分は目標を大きく上回り、成果は上がっている。引き続き収納強化への取組と、債権回収対策担当との連携を強化し、負担の公平性や財源の確保に努めること。
	保険年金課						

項目 番号	実施項目	取組概要 第4次行財政改革大綱アクションプラン（平成26年度版）より	平成26年度の取組概要 （年度当初の予定）	平成26年度末時点における取組の成果（◇）・今後の課題（◆）	H26実績数値 【数値内容】	進捗 状況	H27年度 行革本部コメント
	所管課・関係課						
49-3	徴収率の向上 （介護保険料）	○口座振替の促進、収納推進嘱託員による収納強化などの取組を継続する。 ○債権回収対策担当と連携し、納入強化に向けた取組を行う。 ○マルチペイメントネットワークによる納入の仕組みを活用した納入促進を行う。	○債権回収対策担当との連携を強化し、納入強化の取組を行う。 ○現年の収納をあげるため、催告回数を増やすとともに、市民向けのパンフレットをわかりやすくし丁寧な説明を行う等、さらに工夫していく。	◇現年分については催告回数を増やすとともに、市民向けのわかりやすいパンフレットを作成し、制度の理解を深める取組を実施した。また、現年の未納者に対して文書、電話による早期対応を行った。 ◇滞納繰越分については、債権回収対策担当との連携強化により効果が上がった。	介護： 現年度96.4% 滞納分25.5% 【目標数値】 徴収率 現年分98.6% 滞納分24.3%	B	滞納繰越分の徴収率について平成26年度目標を上回ったことは評価できる。現年分の徴収率向上に向けて、引き続き介護保険制度への理解を求めるとともに、徴収体制の強化及び早期納入に向けた取組を進めること。
	高齢者支援課						
49-4	徴収率の向上 （保育料）	○口座振替の促進を継続するとともに、電話及び文書等による催告の強化を組織的に行う。 ○債権回収対策担当と連携し、納入強化に向けた取組を行う。	口座振替の促進継続、電話及び文書等による催告の実施、債権回収対策担当と連携した納入強化等の取組を行う。	◇電話、文書等による催告等の実施、債権回収対策担当と連携した困難滞納者に対する取組を実施し、現年分、滞納繰越分ともに徴収率の向上を図ることができた。	保育： 現年度99.4% 滞納分33.9% 【目標数値】 徴収率 現年分99.4% 滞納分27.4%	A	平成26年度目標を達成するとともに滞納繰越分では目標を大きく上回ったことは評価できる。さらなる徴収率向上に向け、債権回収対策担当と連携した、徴収体制の強化及び滞納整理事務を引き続き実施すること。
	保育課						
49-5	徴収率の向上 （学童クラブ育成料）	○保護者への連絡時に口座振替の利用促進などを行う取組を継続する。 ○債権回収対策担当と連携し、納入強化に向けた取組を行う。	○口座振替の利用促進に向けた取組を継続する。 ○督促のほか、文書や電話による催告を行う。 ○債権回収対策担当と連携し、納入強化に向けた取組を行う。	◇口座振替の利用促進に向けた取組を継続するとともに、督促のほか、文書や電話による催告を行った。 ◇債権回収対策担当と連携し、7件の徴収困難債権を引き継ぎ、組織的な徴収活動を実施し、徴収率の向上が図られた。	育成： 現年度99.2% 滞納分39.5% 【目標数値】 徴収率 現年分99.7% 滞納分33.0%	B	滞納繰越分の徴収率について平成26年度目標を大きく上回ったことは評価できる。引き続き、口座振替の利用促進に努めるとともに、債権回収対策担当と連携し、徴収率の向上に向けて取り組むこと。
	児童青少年課						
50	【主要】未利用市有地の処分・有効活用	○未利用市有地の効果的な売払いを計画的に推進する。 ○使用目的を付記した処分方法などについても調査・検討する。 ○有料駐車場の運営等、未利用市有地等を有効活用した財源確保について検討する。 ○物品等についても効果的な売り払いを検討する。	未利用市有地等の処分・有効活用については、適宜、調査・検討し必要に応じて売却する。	◇菅平少年自然の家跡地については、解体工事の遅れや、積雪により境界確定が困難であることから当初の予定を見直した。 ◇今後のまちづくりのための財源確保に向けて、インターネット公売の活用等について検討を行った。 ◇道路事業用代替地等の処分を行った。 ・西東京都市計画道路3・4・21号線道路事業用地代替地（92,353千円）、西東京都市計画道路3・4・21号線残地（78,165千円）、向台町二丁目未利用市有地（160千円）、東町三丁目代替地（38,235千円）	—	A	計画どおり取組が進められている。引き続き、適正な売払いを検討、実施すること。
	企画政策課・管財課・都市計画課・道路建設課・道路管理課						
51	公共施設駐車場使用料の適正化	○公共施設駐車場使用料に関する基本的な考えを整理し、公共施設駐車場使用料の見直しを行う。 ○南町スポーツ・文化交流センターきらっと、エコプラザ西東京、その他スポーツ施設等の有料化について検討する。 ○田無庁舎、中央図書館、田無公民館、南町スポーツ・文化交流センターきらっとの利用者駐輪場の整備、有料化等について関係課と検討、調整する。	○庁舎駐車場の実績及び他自治体の状況などを踏まえ、その他駐車場について、今後の方針を検討する。 ○平成23年度から、有料化を実施した庁舎駐車場の検証と、きらっとの駐車場の取扱い及び運営について検討する。	◇有料化した庁舎駐車場について、これまでの実績等を踏まえ、無料範囲の変更等、運用方法の見直しを行った。 ◆南町スポーツ・文化交流センターきらっと駐車場については、引き続き有料化に向け課題の整理及び関係課との調整が必要である。 ◆田無庁舎等の利用者駐輪場の整備・有料化等については、慎重に検討を進める必要がある。	—	B	市庁舎有料駐車場の検証を踏まえて、その他の公共施設駐車場等についても有料化に向けた検討・調整を進めること。
	企画政策課・管財課・関係各課						

項目 番号	実施項目	取組概要 第4次行財政改革大綱アクションプ ラン（平成26年度版）より	平成26年度の取組概要 （年度当初の予定）	平成26年度末時点における取組の成果（◇）・今後の課題（◆）	H26実績数値 【数値内容】	進捗 状況	H27年度 行革本部コメント
	所管課・関係課						
52	法定外公共物の適正な管理・処分	○法定外公共物の水路管理計画に基づき、適正な管理と処分を行う。 ○里道、水路敷占使用者への対応を図る。	○「水路管理利用計画策定関係課検討会」を立ち上げ、管理・整備方針を策定し、法定外公共物を適正に管理し、不要なものについては処分を行う。 ○方針に基づき、処分対象地の選定・測量等を実施する。	◇「水路管理利用計画策定関係課検討会」を立ち上げ、管理・整備方針を策定した。 ◇処分対象地（一部）について測量・隣接地権者との立会い・売り払いに関する説明・表示登記等を行った。	—	A	計画どおり取組が進められている。引き続き適正な管理に努め、必要に応じて処分を行うこと。
	管財課・道路管理課・下水道課						
53	【主要】公共施設財産貸付料収入の検討	○今後の民営化の推進に伴う行政財産の使用に関して、貸付の拡充を検討しているため、考え方の統一的な基準を検討する。 ○自動販売機の設置など、行政財産貸付の拡充に向け検討し、歳入確保を図る。	行政財産貸付についての統一的な基準の策定に向け、検討・調整する。	◇行政財産貸付に係る統一的な基準として、平成26年9月に行政財産貸付制度選択基準を制定し、運用を開始した。 ◆今後、本制度の適正な運用に向けて庁内周知及び調整等を行っていく必要がある。	—	A	計画どおり取組が進められている。今後、導入事例の検証を進めながら、更なる展開を検討すること。
	企画政策課・管財課・施設所管課						
54	有料広告掲載の検討	新たな媒体の検討も含めて、行政財産等への有料広告の導入拡大を図る。	行政財産等への有料広告の導入拡大に向けた検討・調整を行う。	◇毎月1回以上、広告選定委員会を実施し、広告審議を行った。 ◇新たな広告媒体として広告付き自動窓口案内機を導入した。 ◇市ホームページのリニューアルに向けて広告枠の拡大について検討した。	1件 【目標数値】 新規媒体 導入件数 1件	A	計画どおり取組が進められている。これまでの実績や他の自治体の事例を参考としつつ、引き続き、新たな媒体の導入、歳入の確保に向けて積極的な検討を行うこと。
	企画政策課・関係各課						
55	寄付金制度等の検討	他自治体での寄付金の受入れ内容等を調査し、新たな歳入の確保を検討する。	寄付金制度等について先進市の状況等を調査・検証する。	◇従来の寄付金の受入れと合わせて、ふるさと納税としての寄付の受入れについて調査研究し、受入れ体制の整備や、今後の返礼品対応等について検討することとした。	—	A	計画どおり検討が進められている。引き続き効果的な手法について検証するとともに、歳入確保に向けた取組を推進すること。
	企画政策課・関係各課						
56	公園ベンチ等の寄付制度の導入	東京都や他市で導入している寄付によるベンチの取換等の公募制度について検討し、市民の憩いの場としての公園の維持・管理について、市民等の理解や協力などを得ながら意識啓発に努める。	公園ベンチ等の寄付制度について先進市の取組等を調査・研究する。	◇公園ベンチ等の寄付制度について先進市の取組等を調査・研究し、制度導入に向けて、検討、調整を進めることとした。	—	A	計画どおり取組が進められている。他の自治体の事例を参考としつつ、制度導入に向けて、効果的に運用できるよう検討を進めること。
	みどり公園課						